

有 価 証 券 報 告 書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成20年4月1日
(第115期) 至 平成21年3月31日

大阪市大正区船町一丁目1番66号

株式会社 中 山 製 鋼 所

(E 0 1 2 2 9)

第115期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

有 価 証 券 報 告 書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し、提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 中 山 製 鋼 所

目 次

頁

第115期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	3
3 【事業の内容】	4
4 【関係会社の状況】	6
5 【従業員の状況】	7
第2 【事業の状況】	8
1 【業績等の概要】	8
2 【生産、受注及び販売の状況】	10
3 【対処すべき課題】	11
4 【事業等のリスク】	19
5 【経営上の重要な契約等】	20
6 【研究開発活動】	20
7 【財政状態及び経営成績の分析】	21
第3 【設備の状況】	23
1 【設備投資等の概要】	23
2 【主要な設備の状況】	23
3 【設備の新設、除却等の計画】	24
第4 【提出会社の状況】	25
1 【株式等の状況】	25
2 【自己株式の取得等の状況】	28
3 【配当政策】	29
4 【株価の推移】	29
5 【役員の状況】	30
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	33
第5 【経理の状況】	37
1 【連結財務諸表等】	38
2 【財務諸表等】	72
第6 【提出会社の株式事務の概要】	95
第7 【提出会社の参考情報】	96
1 【提出会社の親会社等の情報】	96
2 【その他の参考情報】	96
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	97

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月26日
【事業年度】	第115期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
【会社名】	株式会社中山製鋼所
【英訳名】	Nakayama Steel Works, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤 井 博 務
【本店の所在の場所】	大阪市大正区船町一丁目1番66号
【電話番号】	(06)6555-3035
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 松 岡 雅 啓
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目9番4号 蚕糸会館
【電話番号】	(03)5220-7330
【事務連絡者氏名】	専務取締役東京支店長 柳 澤 俊 三
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社中山製鋼所 東京支店 (東京都千代田区有楽町一丁目9番4号 蚕糸会館)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 決算年月	第111期 平成17年 3 月	第112期 平成18年 3 月	第113期 平成19年 3 月	第114期 平成20年 3 月	第115期 平成21年 3 月
(1) 連結経営指標等					
売上高 (百万円)	173,562	189,757	197,153	215,089	259,788
経常利益 (百万円)	15,636	13,557	5,079	2,702	7,143
当期純損益 (百万円)	7,210	8,210	1,282	△182	2,343
純資産額 (百万円)	56,337	66,861	86,134	83,625	84,890
総資産額 (百万円)	218,720	218,469	226,486	243,286	239,550
1株当たり純資産額 (円)	459.08	515.56	525.83	502.26	513.94
1株当たり 当期純損益金額 (円)	63.45	64.75	9.89	△1.40	18.20
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	58.77	64.69	—	—	—
自己資本比率 (%)	25.8	30.6	30.3	27.0	27.6
自己資本利益率 (%)	14.2	13.3	1.9	△0.3	3.6
株価収益率 (倍)	7.1	9.2	45.9	—	10.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	9,134	15,218	12,167	9,764	5,636
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△3,749	△5,343	△8,991	△20,521	△8,822
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△7,438	△10,247	△5,529	10,091	8,434
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	6,710	6,337	4,316	3,650	8,900
従業員数 (人)	1,738	1,780	1,874	1,874	1,806
(2) 提出会社の経営指標等					
売上高 (百万円)	112,786	128,840	130,598	149,016	189,728
経常利益 (百万円)	10,789	9,261	506	476	4,282
当期純損益 (百万円)	5,256	6,353	△17	△660	1,287
資本金 (百万円)	14,104	15,538	15,538	15,538	15,538
発行済株式総数 (千株)	124,935	131,383	131,383	131,383	131,383
純資産額 (百万円)	48,988	57,237	57,437	53,992	53,495
総資産額 (百万円)	155,274	154,876	161,205	177,699	172,648
1株当たり純資産額 (円)	392.59	435.92	437.93	413.15	415.55
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	8.00 (3.00)	10.00 (5.00)	6.00 (3.00)	6.00 (3.00)	6.00 (3.00)
1株当たり 当期純損益金額 (円)	44.20	49.21	△0.14	△5.04	10.00
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	41.07	49.17	—	—	—
自己資本比率 (%)	31.5	37.0	35.6	30.4	31.0
自己資本利益率 (%)	11.6	12.0	△0.0	△1.2	2.4
株価収益率 (倍)	10.2	12.1	—	—	19.2
配当性向 (%)	18.1	20.3	—	—	60.0
従業員数 (人)	793	835	872	914	898

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 2 第113期から第115期の連結ベースの潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額および第113期から第115期の提出会社の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 3 純資産額の算定にあたり、第113期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

2 【沿革】

当社は、大正8年9月創業者中山悦治の個人経営で、兵庫県尼崎市に於いて亜鉛鉄板製造工場を設立しました。

その後、大正12年12月株式会社中山悦治商店を設立、さらに昭和9年6月商号を株式会社中山製鋼所と改称し、今日に至っております。

会社設立後の主要な変遷は次のとおりであります。

年月	摘要
大正12年12月	株式会社中山悦治商店を設立(本社大阪市) 資本金50万円
昭和4年2月	薄板工場操業開始
〃 8年4月	第1号平炉操業開始
〃 9年6月	商号を株式会社中山製鋼所と改称
〃 14年7月	第1高炉火入れ。銑鋼一貫生産体制を確立
〃 14年9月	南海化学工業株式会社を合併
〃 16年9月	第2高炉火入れ
〃 20年8月	第2次世界大戦終結とともに全工場操業休止
〃 21年5月	電気炉及び線材工場操業再開。以後各工場操業再開
〃 24年5月	東京・大阪証券取引所市場第一部及び福岡証券取引所に上場
〃 26年6月	南海化学工業株式会社を分離
〃 28年3月	第2高炉操業再開。再び銑鋼一貫生産体制へ
〃 32年1月	第1高炉操業再開
〃 35年4月	名古屋製鋼所(愛知県)線材工場操業開始
〃 37年6月	清水製鋼所(静岡県)中板工場操業開始
〃 48年5月	連続鑄造操業開始
〃 49年9月	子会社中山不動産株式会社(現中山興産株式会社)を設立
〃 50年9月	転炉操業開始。平炉操業停止
〃 56年9月	新棒線工場操業開始
〃 58年10月	新第1高炉火入れ
平成5年10月	三星機工株式会社を合併
〃 8年7月	子会社中山共同発電株式会社を設立
〃 10年6月	子会社中山名古屋共同発電株式会社を設立
〃 11年4月	関連会社3社の合併により中山三星建材株式会社を設立
〃 11年4月	中山共同発電株式会社営業開始
〃 12年1月	熱延工場操業開始
〃 12年4月	中山名古屋共同発電株式会社営業開始
〃 12年10月	清水製鋼所及び名古屋製鋼所の加工鋼材の生産・販売を中山三星建材株式会社に営業譲渡
〃 13年4月	中山三星建材株式会社、中山通商株式会社ほか4社を連結子会社化
〃 13年11月	世界初の微細粒鋼(商品名NFG)を開発、生産・販売を本格展開
〃 14年7月	第1高炉及び第2高炉を休止
〃 15年3月	中山共同発電株式会社、中山名古屋共同発電株式会社の株式譲渡により両社を連結対象から除外
〃 16年3月	微細粒熱延鋼板の製造を可能とした偏芯異径片駆動圧延設備の開発で大河内記念技術賞を受賞
〃 17年3月	RPF(固形燃料)製造設備を設置し、リサイクル事業を推進

3 【事業の内容】

当社グループは、鉄鋼の製造、販売を主な事業内容としておりますが、各事業に関わる位置付け等は、次のとおりであります。

なお、次の4部門は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げる事業の種類別セグメント情報の区分と同一であります。

(1) 鉄鋼事業

鉄鋼製品については当社の鉄鋼事業部門が製造・販売を行っており、鉄鋼二次加工製品については、当社以外に子会社中山三星建材(株)及び三泉シヤー(株)においても製造・販売を行っております。また、当社グループの製品等の輸送については、子会社三星海運(株)が主として行っております。

当社製品の一部については、子会社中山通商(株)及び三星商事(株)を通じて販売しております。

当社の鉄鋼事業部門は主要株主である新日本製鐵(株)と、コークスや鋼材等の販売及び鋼材の原料となる鋼片等の購入を取引しております。

(2) エンジニアリング事業

当社のエンジニアリング事業部門が国内シェアの過半を占める鋼製魚礁の製造・販売のほか建築総合工事、ロールの製造・販売及び機械の加工・組立等を行っております。

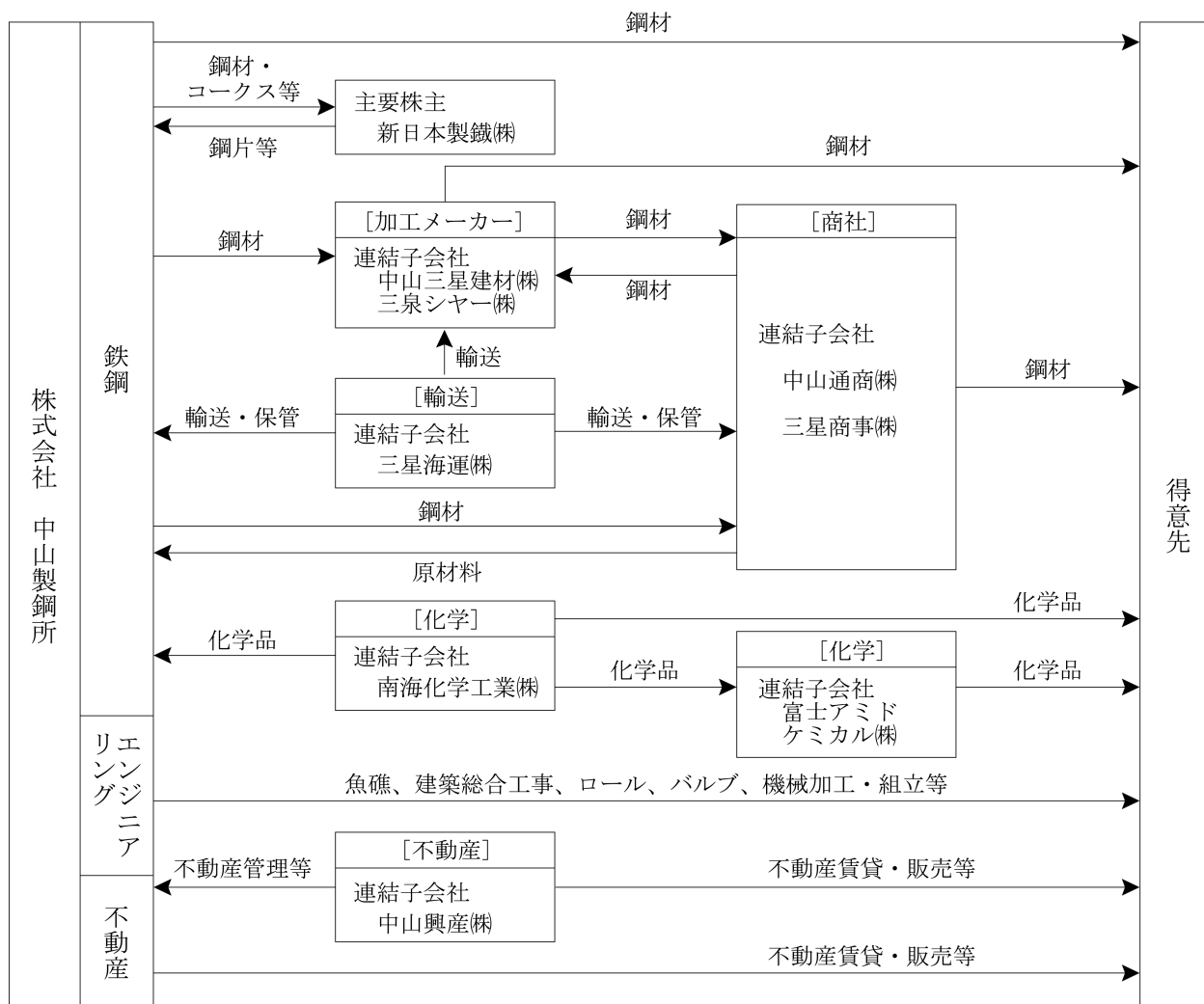
(3) 不動産事業

当社の不動産事業部門が不動産の賃貸・販売を行っているほか、子会社中山興産(株)が不動産の売買・仲介、その他サービス事業を行っております。

(4) 化学事業

子会社南海化学工業(株)及び富士アミドケミカル(株)が化学工業薬品の製造・販売を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 又は被所有 割合(%)	関係内容	
					役員の 兼任	営業上の取引等
中山三星建材(株)	堺市堺区	300	鉄鋼事業	(所有) 81.8 (35.5) (被所有) —	兼任 1 人	当社製品の加工販売を行っております。
中山通商(株) (注) 2	大阪市西区	96	鉄鋼事業	(所有) 50.0 (29.0) (被所有) —	兼任 1 人	当社製品の販売および当社原料資材の納入を行っております。
三星商事(株)	大阪市西区	46	鉄鋼事業	(所有) 70.5 (47.1) (被所有) —	—	当社製品の販売を行っております。
三星海運(株)	大阪市西区	56	鉄鋼事業	(所有) 60.1 (35.4) (被所有) —	兼任 1 人	当社製品、半製品、原料等を運搬しております。
三泉シヤー(株)	大阪市浪速区	60	鉄鋼事業	(所有) 100.0 (81.0) (被所有) —	兼任 1 人	当社製品の加工販売を行っております。
南海化学工業(株)	大阪市西区	303	化学事業	(所有) 56.5 (16.4) (被所有) —	—	当社原料、資材を納入しております。
富士アミドケミ カル(株)	東京都北区	30	化学事業	(所有) 100.0 (100.0) (被所有) —	—	—
中山興産(株)	大阪市大正区	100	不動産事業	(所有) 100.0 (—) (被所有) —	兼任 1 人	当社不動産の管理・警備作業を請け負っております。

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2 特定子会社に該当しております。

3 議決権の所有割合の()内は、間接所有で内数であります。

4 中山通商(株)については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
主要な損益情報等

	中山通商(株) (百万円)
売上高	89,672
経常利益	756
当期純利益	501
純資産額	3,831
総資産額	16,159

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年3月31日現在

事業	鉄鋼事業	エンジニアリング事業	不動産事業	化学事業	全社(共通)	合計
従業員数(名)	1,430	47	77	126	126	1,806

- (注) 1 従業員数は、就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であります。
- 2 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
898	39.7	18.1	6,506

- (注) 1 従業員数は、就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であります。
- 2 平均年間給与は時間外手当等の基準外賃金及び賞与を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社の労働組合は企業内単一組合で中山製鋼所労働組合と称し、日本基幹産業労働組合連合会に加盟しており、平成21年3月31日現在の組合員数は、666名であります。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、金融危機に端を発した世界経済の急激な失速の影響を受け、企業の生産活動や設備投資は急激に収縮し、雇用の調整圧力も強まるという内需減退の悪循環に陥りました。

鉄鋼業界におきましても、前半は好調な外需を背景に自動車、造船、産業機械及び建設機械向け分野は堅調でしたが、後半は世界経済の急激な後退で在庫は積上がり、月を追うごとに顧客の買い控え傾向が強まったため、鉄鋼各社は大規模な減産に踏み切るなど、急速に厳しさを増す展開となりました。

このような経済情勢の下、当連結会計年度の連結売上高は2,597億88百万円（前連結会計年度2,150億89百万円）、営業利益は95億21百万円（前連結会計年度42億20百万円）、経常利益は71億43百万円（前連結会計年度27億2百万円）と増収増益となりました。

また、足元の株式市況の下落に伴う投資有価証券評価損21億66百万円や産業廃棄物の適正処理・リサイクル事業（ガス化溶融炉）の中止に伴い1億88百万円の関係会社整理損を計上したことなどにより、特別損益は30億20百万円の損失となり、当期純利益は23億43百万円（前連結会計年度1億82百万円の損失）となりました。

事業のセグメント別の業績は次のとおりです。

グループのコア事業であります鉄鋼事業では、前半は新日鐵グループ殿からの圧延受託量の増加などにより昨年度に完成した設備がフル稼働するなど好調な状況を持続していましたが、後半は急激かつ大幅な鋼材需要の低下により鋼材等の販売量が大幅に減少しました。しかしながら、販売価格の面では、顧客の皆様のご理解を得ながら改善を進めることができましたので、売上高は前連結会計年度に比べて415億60百万円増収の2,366億41百万円となりました。

利益につきましては、主原料である鉄スクラップ価格の年央までの歴史的な高騰および石炭など原料価格の上昇ならびに後半での急激かつ大幅な減産などによるコストアップが大きかったものの、製品価格の値上がりや懸命なコスト削減効果などが上回り、営業利益は前連結会計年度に比べて52億86百万円増益の81億11百万円となりました。

エンジニアリング事業につきましては、主に建設・プラント工事の大型物件を受注成約できた結果、売上高は49億80百万円（前連結会計年度比16億62百万円の増収）、営業利益は90百万円（前連結会計年度比50百万円の減益）となりました。

不動産事業につきましては、大阪府枚方市に所有する土地を有効活用するためのインフラ整備工事を進めたため賃貸収入が減少し、売上高は5億66百万円（前連結会計年度比1億35百万円の減収）、営業利益は3億58百万円（前連結会計年度比90百万円の減益）となりました。

化学事業につきましては、主に農薬販売の価格上昇や数量増加が奏効し、売上高は176億円（前連結会計年度比16億11百万円の増収）、営業利益は9億60百万円（前連結会計年度比1億5百万円の増益）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、89億円となり前連結会計年度末より52億49百万円増加しました。当連結会計年度の各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は56億36百万円となり、前連結会計年度に比べて税金等調整前当期純利益と減価償却費が増加しましたが、急激な需要の低下により棚卸資産が増加したことで仕入債務が減少したことなどにより41億28百万円減少しました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は88億22百万円となり、前連結会計年度に比べて中期設備投資等の有形固定資産の取得による支出が減少したことなどにより、116億99百万円減少しました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は84億34百万円となり、前連結会計年度に比べて借入れによる収入が減少したことなどにより、16億56百万円減少しました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

事業の種類別 セグメントの名称	品名	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
		生産高(千トン)	前期比(%)
鉄鋼事業	粗鋼	768	0.2
	圧延鋼材	1,477	△13.0
	加工鋼材	345	△29.5
化学事業	無機薬品等	353	△0.6

(注) 上記以外の事業につきましては、役務の提供や重要性のないものであるため記載を省略しております。

(2) 受注実績

事業の種類別 セグメントの名称	品名	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)			
		受注高(百万円)	前期比(%)	受注残高(百万円)	前期比(%)
鉄鋼事業	鋼材	92,951	19.9	3,171	△62.3
エンジニアリング事業	魚礁、総合 建築工事等	4,522	27.2	2,428	△18.3

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
	金額(百万円)	前期比(%)
鉄鋼事業	236,641	21.3
エンジニアリング事業	4,980	50.1
不動産事業	566	△19.3
化学事業	17,600	10.1
合計	259,788	20.8

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
新日本製鐵(株)	—	—	33,206	12.8
阪和興業(株)	22,053	10.3	26,479	10.2

(注) 前連結会計年度の新日本製鐵(株)については、当該割合が100分の10未満のため記載を省略しました。

3 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社グループは、基本戦略として、顧客ニーズ対応力、商品開発力の飛躍的向上を狙いとして、高級鋼化戦略とそのための中期設備投資、鋼板の受託圧延を含む新日鐵グループ殿との総合的な事業連携の強化、及び当社連結グループ力の強化などの施策を鋭意推進してまいりました。

今後の事業展開につきましても、上記の基本戦略をベースとして、現下の経済動向と事業環境を踏まえ、需要に見合った生産・販売体制のもと、安価原料の使用拡大、生産・物流体制の最適化と更に徹底した合理化によるコストミニマム操業の追求など、全社をあげて挑戦することが当面最大の経営課題であります。また、低操業下だからこそできる技術の伝承や多能工化の推進など現場の課題解決力の向上にも精力的に取り組んでまいります。

当社グループといたしましては、中長期的な視点に立って、このような大きな経営環境の激変にも耐えられる強靱な企業体質・財務体質の構築と収益構造の安定化を目指し、下記の経営戦略を推進してまいります。

(1) 新日鐵グループ殿とのアライアンスについて

当社主力事業の薄板部門におきましては、前中期計画設備が順調に完成し新日鐵グループ殿からの圧延受託が本格化したことにより、平成20年度の前半はフルに稼働し大幅な収益増加に寄与しました。後半以降は、かつてないレベルの生産水準まで落ち込んでおりますが、今後とも幅広い事業連携の構築に向けて、積極的な取り組みを展開してまいります。

一方、棒線事業におきましても、これまで共同製造子会社方式による共同事業化（NSボルテン、NS棒線、NS北海製線）を進めてまいりましたが、今後もさらに高級棒鋼分野での連携を強化してまいります。

(2) グループ戦略と商品開発について

当社グループは、グループ内に需要家並びに商社を有する特色を生かし、全国に展開する41拠点のグループインフラを活用することにより、地域・顧客に密着した需要家ニーズの的確な把握と迅速な対応を可能とする体制を徹底的に強化すべく、さらに一層取り組んでまいります。流通並びに最終需要家までの一貫的な視野に立ったサービス及び商品開発を積極的に推進してまいります。

なお、当社は財務及び事業の方針を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）について

当社は、平成20年5月8日開催の取締役会において、当社の企業価値および株主共同利益を維持・向上させることを目的として、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の大規模な買付行為または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の大規模な買付行為（以下、「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する以下の適正ルール（以下、「本プラン」といいます。）を導入することを決定し、平成20年6月27日開催の当社の第114回定時株主総会において、当社株主の皆様のご意思を確認させていただきました。

なお、本対応方針の概要は以下のとおりであります。

(1) 本プランの必要性

当社及び当社グループは、鉄鋼二・三次製品、エンジニアリング、化学、不動産などの事業展開を行っております。当社グループは、全国に展開した41拠点を活用し、地域・お客様に密着したきめ細かな対応を図り、堅い信頼関係を築き上げ、グループ全体の企業価値を向上することに努めてまいりました。

この体制の下、当社グループは「中期経営計画（平成18年度～20年度）」を策定し、①市況変動に強い安定収益構造への変貌、②中期的設備戦略の完遂、③グループ戦略の構築・実践を掲げ実行しております。特に、グループのコア事業である鉄鋼部門では、電気炉スラブ連続鋳造機の増厚・拡張工事、熱延工場の加熱炉、スキンパスマイル、コイルボックスの新設工事が完成し、平成20年度は、これらの新設備の能力を最大限に発揮し、お客様に対して、安定した品質の高級鋼を納期どおりにお届けし、安心してお使いいただくことが重要となります。

そうしたなか、近時、わが国資本市場において、株主・投資家等に対する十分な情報開示がなされることなく、突然に株券等の大規模な買付行為がなされ、結果として対象会社の企業価値および株主共同の利益を損なう可能性が生じる状況となっております。

当社は、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合に、これを受け入れるか否かの最終的な判断については、株主の皆様によって最終的に決定・判断されるべき事項であると認識しております。

また、当社は、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上するためには、大規模買付者が意図する経営方針や事業計画の内容、株主の皆様や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に対する影響等について、事前の十分な情報開示がなされることが必要であると考えます。また、大規模買付者に対して質問や買収条件等の改善を要求し、あるいは株主の皆様によりメリットのある相当な代替案が提示される機会を確保するため、相応の検討時間・交渉力等も確保されている必要があると考えます。

そこで、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のため必要かつ相当な手段をとることができるようになるため、本プランの導入が必要であると判断いたしました。

(2) 本プランの概要

本プランは、大規模買付者に対し、以下に定めるルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）の遵守、具体的には①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始することを求めるものです。その概要は以下のとおりです。

① 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、本プランに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要等を明示していただきます。

② 情報提供

大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。

当社は、意向表明書の受領後10営業日以内に、当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付し、大規模買付者は受領日より10営業日以内に当社宛ご提出いただくこととします。

なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。大規模買付行為者が出現し、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された大規模買付情報は、適時適切にその全部または一部を開示します。

また、当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な大規模買付情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）を大規模買付者に発送するとともに、その旨を開示します。

大規模買付情報の具体的内容は大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- A 大規模買付者およびそのグループの概要（具体的名称、資本構成等を含みます。）
- B 大規模買付行為の目的、方法および内容（買付対価の額・内容・算定根拠、買付資金の裏付け、時期、取引の仕組み等を含みます。）
- C 大規模買付者に対する資金供与者の概要（具体的名称、資本構成等を含みます。）
- D 大規模買付後に、向こう3年間に想定している当社グループの経営方針および事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- E 大規模買付後の経営方針等が当社グループの企業価値を向上させることの根拠
- F その他取締役会および独立委員会が適切な判断、意見をするために合理的に必要と判断する情報

③ 大規模買付情報の検討、大規模買付者との交渉、代替案の提示

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、情報提供完了通知の発送後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。なお、取締役会評価期間に入った場合は、その旨を開示します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は必要に応じてファイナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士等の社外の専門家の助言を受け、また独立委員会の意見を聴取しながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

(3) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したと判断される場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したと判断される場合には、当社取締役会は仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として具体的対抗措置を発動しません。

ただし、当社取締役会として、当該大規模買付行為に対する反対の意見表明を行い、または代替案の提示により、当社株主の皆様に説得行為を行うことがあります。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されていると判断される場合であっても、当該大規模買付行為が当社企業価値ひいては当社株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合（以下、「濫用的買収」といいます。）に対しては、当社取締役会は当社株主の皆様利益を守るために適切と考える方策を行うことがあります。当該大規模買付行為が濫用的買収に該当するか否かの検討および判断については、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後の経営方針等を含む必要情報に基づいて、社外監査役、独立の外部有識者等から構成される独立委員会の意見を最大限尊重しつつ、当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社株主共同の利益に与える影響を検討し、当社社外監査役を含む監査役の過半数の賛同を得た上で、当該大規模買付行為が濫用的買収に該当するか否かを決定することといたします。

② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかったと判断される場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかったと判断される場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社および当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、独立委員会の意見を最大限尊重しつつ、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は下記A～Gに記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

当社取締役会は、対抗措置の実施または不実施ならびに具体的対抗措置発動の決定を行った場合には、速やかに当該決議の内容について開示いたします。

A 新株予約権無償割当ての対象となる株主

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

B 新株予約権の目安となる株式の種類および数

新株予約権の目安となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

C 割当てる新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、割当期日における最終の発行済株式総数（ただし、当社が有する当社普通株式を除く。）を上限として、当社取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

D 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、1株当たり1円以上で当社取締役会が定める額とする。

E 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

F 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、行使条件、消却事由および消却条件その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

G 新株予約権の行使条件

一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループもしくは特定株主グループから当社取締役会の承認を得ることなく新株予約権の譲渡を受けた者は、新株予約権の行使ができないものとする。

(4) 当社取締役会判断の客観性および合理性担保のための措置

① ガイドラインの制定

当社は、本プランの運用において恣意的な判断や処理がなされることを防止し、手続の透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、ガイドラインを設けています。（以下、「本ガイドライン」といいます。）。当社取締役会および独立委員会は、それに基づいて本プラン所定の手続を進めなければならないこととしています。本ガイドラインの制定により、濫用的買収者の認定、対応等の際に拠るべき基準が透明となり、本プランに十分な予測可能性を与えております。

なお、本ガイドラインの中では、濫用的買収者の定義として、

- A 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を当社に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）
- B 当社の会社経営への参加の目的が、主として当社の事業経営上必要な企業秘密情報、重要資産、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合（いわゆる焦土化経営）
- C 当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済の原資として流用する予定で、当社の株式の取得を行っている場合
- D 当社の会社経営への参加の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的である場合
- E 大規模買付者の提案する当社株式の買収条件（買収対価の金額、内容、時期、方法、違法性有無、実現可能性等を含むがこれに限らない。）が、当社の企業価値に照らし不十分、不適切なものである場合
- F 大規模買付者の提案する買収の方法が、最初の買付条件を有利に、二段階目の買付条件を不利に設定するような、株主の判断の機会または自由を奪う構造上強圧的な方法による買付である場合（いわゆる二段階買付）
- G 上記の他、大規模買付情報の内容から、当社株主共同の利益および当社企業価値を害することが明白な買収である場合

等と定めております。

② 独立委員会の設置

A大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、B大規模買付ルールを遵守している場合においては、大規模買付者が濫用的買収者に該当するか否か、等の判断にあたっては、その透明性、客観性、公正性および合理性を担保し、当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止するために、当社は、取締役会から独立した組織として社外監査役、外部有識者等で構成される独立委員会を設置します。なお、独立委員会の委員については、当社取締役会による選任があり次第、速やかにその氏名、経歴等を開示いたします。

同委員会は、当社取締役から諮問を受けた各事項および独立委員会が必要と判断する事項について当社取締役会に意見を述べます。当社取締役会の決定に際しては独立委員会による意見を最大限尊重し、かつ、必ずこのような独立委員会の意見聴取の手続を経なければならないものとするにより、当社取締役会の判断の客観性および合理性を確保する手段として機能するよう位置付けています。また、独立委員会の招集権限は、当社代表取締役のほか、各委員も有し、その招集が確実に行われるよう配慮しています。

(5) 当社株主、投資家の皆様に与える影響への配慮

① 本プランが株主・投資家の皆様に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本プランを設定することは、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

また、本プランの導入時点においては、新株予約権の無償割当て等の具体的対抗措置は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利および利益に対して直接に具体的影響は生じません。

なお、上記(3)において述べた通り、大規模買付行為者が大規模買付ルールを遵守したと判断されるか否かによって大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社の株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付行為者の動向にご注意ください。

② 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社および当社株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社の定款により認められている具体的対抗措置を取ることがありますが、具体的対抗措置の仕組み上、大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除く当社の株主の皆様が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

そして、当社の取締役会が具体的対抗措置を取ることと決定した場合には、当社株主の皆様、投資家の方々およびその他の関係者に不測の損害が生じることをないよう、適時かつ適切に開示を行う等、適切な方法で対処する予定です。

一方、具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行うこととなった場合、割当期日における当社株主の皆様は引受けの申込みをすることなく新株予約権の割当てを受けますが、その後、新株予約権を行使して新株を取得するためには所定の期間内に一定の金額の払込をしていただく必要がある場合もあります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、名義書換未了の当社株主の皆様につきましては、新株予約権の割当てを受けるためには、別途当社の取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

なお、当社は新株予約権の割当期日や新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権の無償割当てを中止し、または当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する場合があります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付け等を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被るおそれがあります。

(6) 本プランの有効期間および変更・廃止およびそれに伴う開示

① 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、当社の平成20年6月27日開催の当社の第114回定時株主総会終結時から平成23年6月開催予定の第117回定時株主総会終了の時点までとします。ただし、第117回定時株主総会において本プランの継続が承認された場合は、平成26年6月開催予定の当社の第120回定時株主総会終了の時点まで延長されるものとします。

② 本プランの廃止

本プラン導入後、有効期間の満了前であっても以下の場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

A 当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合

B 当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合

③ 本プランの変更

本プランの有効期間中であっても、関係法令の整備、株主総会の決議、独立委員会の意見等をふまえ、企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から、随時、必要に応じて取締役会決議により本プランを変更する場合があります。

④ 本プランの廃止または変更に関する情報の開示

本プランが廃止または変更された場合には、株主の皆様および投資家の方々に対し、当該事実および取締役会が必要と判断する事項を適時適切に開示します。

(7) 本プラン導入状況についての補足説明

本プラン導入を決定した当社取締役会には、当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プラン導入に賛成する旨の意見を述べています。

なお、当社は、適時かつ適切に開示を行っていく予定ですが、当社株主の皆様および投資家の方々におかれましては、当社株式に関する大規模買付行為が行われた場合には、その後の動向把握等に努められますよう宜しくお願いします。今後、当社株主の皆様および投資家の方々に影響を与える具体的対抗措置を発動することを決定した場合には、その詳細について直ちに公表することといたします。

(8) 本プランの合理性

① 買収防衛策に関する指針の三原則の充足

経済産業省は平成17年5月27日付で企業価値研究会の「企業価値報告書」等を公表しております。これを踏まえて、経済産業省および法務省が同日付で発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」（以下、「買収防衛策に関する指針」といいます。）においては、A企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、B事前開示・株主意思の原則、C必要性・相当性確保の原則、という三原則が定められております。

A 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則について

前述の通り、本プランは、当社の株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障し、これにより、当社株主の皆様が十分な情報の下で大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることを可能にするものであり、まさに当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上の目的をもって導入されるものであります。

B 事前開示・株主意思の原則について

本プランは、事前にその内容が開示されるものですので、当社株主の皆様および投資家の方々の予見可能性を確保しており、また、本プランの有効期間の延長も当社の株主の皆様方のご承認を条件としている上、当社株主総会の決議により廃止することが可能な措置も採用しております。このように当社株主の皆様の合理的意思が反映される仕組みとなっております。

C 必要性・相当性確保の原則について

本プランは、具体的対抗措置の発動の是非は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している複数の委員によって構成される独立委員会の意見を最大限尊重することになっているなど、当社取締役会判断の客観性および合理性の確保を図る措置を確保しており、また、当社株主の皆様には、3年毎の定時株主総会で直接本プランの是非につきご判断が可能である上、客観的な本プランの廃止条項も定めておりますので、株主共同の利益を向上させる買収提案等があれば廃止することができるものとなっております。

② デッドハンド型、スローハンド型の買収防衛策ではないこと

前述「(6) 本プランの有効期限および変更・廃止およびそれに伴う開示」に記載のとおり、本プランは、1回の株主総会決議で廃止することができ、また当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により、いつでも廃止することができます。従って、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させても、なお発動を防止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役の任期は1年であり、また、取締役の増員時においても、増員された取締役の任期を、在任中の取締役の残存任期と一致させることといたしますので、期差任期が発生することはありません。従って、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる防衛策）でもありません。

③ まとめ

以上のとおり、本プランは、買収防衛策に関する指針の要件を充足しており、十分な合理性を有しているものと考えております。

4 【事業等のリスク】

当報告書に記載している事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は以下のとおりであり、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 主要原材料の価格並びに製品の販売価格の影響について

鉄鋼製品の主原材料である鉄スクラップ等は、国際的な資源需給の動向等の影響を受けます。当社グループでは、国内外の需要に見合ったフレキシブルな生産・営業体制を堅持するとともに、鋼材の需給動向や製造コストを勘案しながら、鋼材価格の改善を更に進めていく方針であります。

しかしながら、鉄スクラップをはじめとした主要原材料の国際商品市況が急激に変化した場合、製造コストの上昇分に見合った販売価格への転嫁を早期に実施することは困難であるため、当社グループの経営成績は影響を受ける可能性があります。

また、コークスについても、原料炭の輸入価格や製品であるコークスの販売価格は、国際的な需給の動向に大きな影響を受けており、かつ原料の仕入れ価格と製品の販売価格の上下変動の時間的なずれの発生によっても、期間ごとのコークス損益が大きく影響を受ける可能性があります。

さらに、原油価格の変動に伴う重油・ガソリン・天然ガスなど、燃料価格の上昇は、製造プロセスにおける燃料コストや販売運送コストに大きな影響を与える可能性があります。

(2) 最終ユーザーの需要動向について

当社グループが製造している鉄鋼製品は、総合商社や鉄鋼商社、問屋や溶断業者などを通じて最終ユーザーに販売されております。最終ユーザーは、主として建設、建設機械や産業機械などに属する企業であることから、建設需要の低迷や建設機械や産業機械の生産量の減少など、最終ユーザーにおける鉄鋼需要そのものが低迷した場合、当社グループの経営成績は影響を受ける可能性があります。

(3) 固定資産の価値下落について

地価の下落状況または固定資産の稼働状況によっては減損適用により、当社グループの経営成績は影響を受ける可能性があります。

(4) 借入金依存度について

当社グループでは、金利スワップ等の取引により、金利変動リスクを抑制する方法を採っておりますが、将来的に金利水準が大きく変動した場合、当社グループの経営成績並びに財政状態は影響を受ける可能性があります。

(5) 事業活動にかかる環境規制について

鉄鋼事業活動の過程で発生する廃棄物、副産物等の扱いは、国内外の法規制を遵守し、的確な対応を行っております。しかしながら、将来において環境規制が強化された場合、例えば、CO₂の排出者に対する環境税の導入等が行われた場合には、鉄鋼事業活動が制約を受け、業績に影響を与える可能性があります。

また、化学事業では、環境基本法、大気汚染防止法、化学物質の審査および製造等の規制に関する法律等の法規制を受けており、当社グループでは、これらの法規制を遵守し危機管理策を講じておりますが、これらの法規制が一段と強化された場合には、コストの増加につながり、当社グループの業績および財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(6) 災害等が発生した場合の影響について

当社の船町工場をはじめとする当社グループの各製造工場が、大規模な台風、地震等の自然災害に見舞われた場合、あるいは重大な労働災害、設備事故等が発生した場合には、操業に支障が生じ、業績に影響を与える可能性があります。

(7) 投資有価証券の価値変動

上場株式の株価変動などに伴う投資有価証券の価値変動は、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼします。

また、年金資産を構成する上場株式の株価変動により、退職給付会計における数理計算上の差異が生じ、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、現時点では予測できない上記以外の事象の発生により、当社グループの経営成績及び財政状態が影響を受ける可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社は、多様化・高度化する顧客ニーズへの対応、コスト低減を目的とした鉄鋼製造技術の向上をはじめ、鉄に関連した複合材の高付加価値化、新規事業化を目指して研究開発活動を行っております。

当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費の総額は185百万円であり、事業のセグメント別の研究の目的、主要課題、研究開発費は次のとおりであります。

(1) 鉄鋼事業

鉄鋼事業においては、高付加価値・差別化新商品の開発を目指して、薄板（ホットコイル）、厚中板、棒鋼・線材及びメッキ帯鋼の各商品について、その各種機械特性はもとより、加工性・接合性・熱処理特性などについて一層の向上に重点を置いた研究・開発を行っております。

なかでも薄板分野では、当社が世界ではじめて工業生産化に成功した微細粒熱延鋼板につきまして、重点商品として引続き精力的な研究・開発活動を展開しております。現在、自動車分野等の需要家から期待の大きい鋼板強度の高強度化（車体軽量化によるCO₂排出量低減と燃費向上）を達成しながら、加工性、溶接性や衝突安全性を損なわないなどの優れた特性を有する鋼板の製品・製造技術の研究・開発に取り組んでおり、電気炉が得意とする低合金系の微細粒高強度鋼板や需要家での冷延・熱処理ラインを考慮した特殊鋼板の設計・開発も手がけております。

また、昨年度よりアモルファス開発を商品開発部に統合し産学官連携を含めた取り組みを積極的に推進しております。

これらによる当事業に係る研究開発費は174百万円であります。

(2) エンジニアリング事業

エンジニアリング事業のうち海洋事業においては、水産庁の水産基本計画「水産資源の生産力向上と水産物の安定供給の確保」に対応し、そのニーズに応えるべく藻場礁および産卵礁の研究開発を地元自治体および各種団体と連携して進めております。

これらによる当事業に係る研究開発費は10百万円であります。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 重要な会計方針および見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたり、見積りが必要となる事項につきましては、合理的な基準に基づき、会計上の見積りを行っております。

詳細につきましては、本報告書「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

①売上高

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比べ446億98百万円増収の2,597億88百万円となりました。これは主に鋼材を中心とした販売単価の上昇などによるものであります。

②営業利益

当連結会計年度の営業利益は、前連結会計年度に比べ53億1百万円増収の95億21百万円となりました。これは鉄スクラップや石炭などの原燃料価格が大幅に上昇しましたが、それを上回る販売価格の改善がありましたことなどによるものです。

③営業外損益

当連結会計年度の営業外損益は、借入調達コストの増加などにより、前連結会計年度に比べ8億60百万円の費用増加（純額）となりました。

④特別損益

当連結会計年度の特別損益は、株式市況の下落に伴う投資有価証券評価損や産業廃棄物の適正処理・リサイクル事業（ガス化溶融炉）の中止に伴う関係会社整理損の計上などにより、前連結会計年度に比べ15億39百万円の費用増加（純額）となりました。

⑤当期純利益

当連結会計年度の当期純損益は、前連結会計年度に比べ25億26百万円増収の23億43百万円となりました。その結果、1株当たり当期純利益は18円20銭となりました。

(3) 財政状態の分析

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は、907億79百万円（前連結会計年度末858億84百万円）となり、48億95百万円増加しました。その主な要因は、足元の鋼材需要の大幅な後退を受け、受取手形及び売掛金が減少しました（453億84百万円から317億76百万円へ136億8百万円の減少）が、たな卸資産が増加しましたこと（339億64百万円から466億61百万円へ126億97百万円の増加）や、金融情勢の不安への対応として現金及び預金を厚く保有しましたこと（41億50百万円から94億円へ52億49百万円の増加）などによるものであります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は、1,487億70百万円（前連結会計年度末1,574億2百万円）となり、86億31百万円減少しました。その主な要因は、減価償却の実施による減少95億24百万円と設備投資による増加56億85百万円や、株式市場の悪化などによる投資有価証券の減少（92億85百万円から59億54百万円へ33億31百万円の減少）などによるものであります。

(流動負債及び固定負債)

当連結会計年度末における負債合計（流動負債及び固定負債）の残高は、1,546億59百万円（前連結会計年度末1,596億61百万円）となり、50億1百万円減少しました。その主な要因は、足元の鋼材生産の大幅減産などにより支払手形及び買掛金が減少しましたこと（342億59百万円から219億81百万円へ122億78百万円の減少）や、設備投資の減少などにより未払金が減少しましたこと（86億59百万円から39億68百万円へ46億90百万円の減少）と、増加運転資金や金融情勢不安への対応として有利子負債を増加しましたこと（829億68百万円から938億29百万円へ108億60百万円の増加）などによるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は、848億90百万円（前連結会計年度末836億25百万円）となり、12億65百万円増加しました。その主な要因は、当期純利益による増加23億43百万円と、剰余金の配当による減少7億78百万円などによるものであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

前掲「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第3 【設備の状況】

本報告書の設備の状況における記載金額には、消費税等は含まれておりません。

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資は56億85百万円ですが、鉄鋼事業では、熱延15万トン対応化工事や維持更新工事などで44億円の設備投資を行いました。

2 【主要な設備の状況】

当社グループ(当社及び連結子会社)における主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

平成21年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容 (事業名)	帳簿価額(百万円)					従業員 (人)
		建物及び 構築物	機械及び 装置	土地 (面積㎡)	その他 (※1)	合計	
本社 船町工場 (大阪市大正区) ※2	製鋼、圧延設備 (鉄鋼事業)	13,247	42,831	27,624 (472,441) [246,042]	595	84,299	719

(2) 国内子会社

平成21年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容 (事業名)	帳簿価額(百万円)					従業員 (人)
			建物及び 構築物	機械及び 装置	土地 (面積㎡)	その他 (※1)	合計	
中山三星 建材(株)	清水工場 (静岡県静岡市)	鋼材加工設備 (鉄鋼事業)	208	770	3,766 (105,120) [—]	44	4,789	59
	都城工場 (宮崎県都城市)	鋼材加工設備 (鉄鋼事業)	31	283	1,393 (30,609) [—]	11	1,719	32
南海化学 工業(株)	小雑賀工場 (和歌山県 和歌山市)	化学工業薬品 製造設備 (化学事業)	639	1,069	4,086 (59,495) [—]	34	5,829	19
	土佐工場 (高知県高知市)	化学工業薬品 製造設備 (化学事業)	294	229	3,593 (58,048) [—]	32	4,150	29
	青岸工場 (和歌山県 和歌山市) ※2	化学工業薬品 製造設備 (化学事業)	256	516	1,135 (39,479) [17,710]	7	1,917	16

※1 帳簿価額の内、「その他」は工具、器具及び備品、車両及び運搬具とリース資産の合計であります。

※2 土地の一部を賃借しており、年間賃借料はそれぞれ下記のとおりであります。なお、賃借している土地の面積については[]で外書きしております。

年間賃借料

本社船町工場 695百万円

南海化学工業(株)青岸工場 13百万円

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当連結会計年度末において重要な設備の新設の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却

当連結会計年度末において重要な設備の除却の計画はありません。

(3) 重要な設備の売却

当連結会計年度末において重要な設備の売却の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年6月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	131,383,661	131,383,661	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	単元株式数は、1,000株で あります。
計	131,383,661	131,383,661	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成16年4月1日～ 平成17年3月31日 (注)1	7,792,205	124,935,613	1,200	14,104	1,200	4,426
平成17年4月1日～ 平成18年3月31日 (注)1	1,948,048	126,883,661	300	14,404	300	4,726
平成17年12月5日 (注)2	4,500,000	131,383,661	1,134	15,538	1,126	5,853

(注) 1 転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の行使による増加であります。

2 有償一般募集による増加であります。

4,500千株 発行価格524円 発行価額502.36円 資本組入額252円

(5) 【所有者別状況】

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況(単元株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	36	45	204	89	1	9,027	9,402	—
所有株式数(単元)	—	34,902	1,438	41,687	10,735	1	42,058	130,821	562,661
所有株式数の割合(%)	—	26.67	1.10	31.87	8.21	0.00	32.15	100	—

(注) 1 自己株式2,647,978株は「個人その他」の欄に2,647単元、「単元未満株式の状況」の欄に978株を含めて記載しております。

2 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
新日本製鐵株式会社	東京都千代田区大手町2丁目6-3	12,875	9.80
財団法人中山報恩会	大阪市中央区西心斎橋1丁目4-5	10,683	8.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	7,860	5.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海1丁目8-11	5,306	4.03
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	4,966	3.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	4,153	3.16
株式会社サミット経済研究所	東京都新宿区市谷加賀町2丁目5-12	3,954	3.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	3,258	2.47
シービーエヌワイデイエフエイ インターナショナルキャップバ リユーポートフォリオ	東京都品川区東品川2丁目3-14	3,072	2.33
株式会社中山製鋼所	大阪市大正区船町1丁目1-66	2,647	2.01
計	—	58,777	44.73

(注) 1 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は7,421千株、5,306千株、及び3,128千株、日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は4,115千株であります。

2 新日本製鐵株式会社は、平成20年3月13日開催の当社取締役会において決議しました自己株式の取得に伴い、議決権の保有割合の増加を認識したことにより、新たに主要株主となりました。

- 3 当事業年度において、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社及び三菱ＵＦＪ投信株式会社の連名で平成20年12月1日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成20年11月24日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末における所有株式数の確認ができておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	4,966	3.78
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	2,703	2.06
三菱ＵＦＪ投信株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	438	0.33

- 4 当事業年度において、中央三井アセット信託銀行株式会社及び中央三井アセットマネジメント株式会社の連名で平成21年3月5日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成21年2月27日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末における所有株式数の確認ができておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
中央三井アセット信託銀行株式会社	東京都港区芝三丁目23番1号	7,588	5.78
中央三井アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝三丁目23番1号	481	0.37

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,647,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 128,174,000	128,174	—
単元未満株式	普通株式 562,661	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	131,383,661	—	—
総株主の議決権	—	128,174	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権は1個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己保有株式が978株含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株)中山製鋼所	大阪市大正区船町1丁目 1-66	2,647,000	—	2,647,000	2.01
計	—	2,647,000	—	2,647,000	2.01

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会（平成20年3月13日決議）での決議状況 （取得期間平成20年3月17日～平成20年5月16日）	2,500,000	500,000,000
当事業年度前における取得自己株式	447,000	89,358,000
当事業年度における取得自己株式	1,883,000	410,596,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	170,000	46,000
当事業年度の末日現在の未行使割合（％）	6.8	0.0
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合（％）	6.8	0.0

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	68,013	19,426,678
当期間における取得自己株式	2,166	496,631

(注) 当期間における取得自己株式には、平成21年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	2,647,978	—	2,650,144	—

(注) 当期間における保有自己株式には、平成21年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び処理による増減は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への配当政策を経営上の最重要課題の一つと位置づけており、当社グループの企業価値の向上を図りつつ、国際経済金融情勢、業界動向、今後の事業展開、とりわけ国内外の品質・コスト競争に打ち勝つための経営基盤・財務体質の強化を総合的に勘案の上、株主の皆様への利益還元策を実施してまいりました。

企業価値の継続的な向上こそが、株主の皆様の利益を長期的に確保するものであり、真にご期待に応えることであるとの考え方に立って、事業戦略展開への設備投資など成長投資を最重点課題とし、そのための内部留保の充実に留意しつつ、株主の皆様のご期待にお応えすべく、長期的な展望に基づいて可能な限り株主の皆様に還元していく所存です。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記の基本方針に基づき1株当たり3円とし、中間配当金（3円）と合わせて6円としております。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

（注）基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
平成20年11月11日 取締役会決議	386	3
平成21年6月26日 定時株主総会決議	386	3

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第111期	第112期	第113期	第114期	第115期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
最高（円）	492	643	610	321	400
最低（円）	289	395	362	167	165

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部の売買実績によっております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年10月	11月	12月	平成21年1月	2月	3月
最高（円）	349	305	269	240	236	213
最低（円）	200	235	203	198	165	175

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部の売買実績によっております。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		藤 井 博 務	昭和22年5月2日生	昭和47年4月 平成9年4月 " 13年4月 " 13年6月 " 15年4月 " 15年6月 " 17年6月 " 18年6月	新日本製鐵株式会社入社 同社広畑製鐵所副所長 同社参与広畑製鐵所所長 同社取締役広畑製鐵所所長 同社取締役、大阪製鐵株式会社顧問 大阪製鐵株式会社常務取締役 当社代表取締役副社長生産・技術部門全般統括、品質管理、商品研究、新規事業担当 当社代表取締役社長(現)	(注2)	46,000
専務取締役	東京支店長	柳 澤 俊 三	昭和20年8月24日生	昭和43年4月 平成9年10月 " 11年6月 " 15年12月 " 16年6月 " 20年6月	当社入社 当社東京支店長 当社取締役東京支店長 当社取締役東京支店長兼事業戦略担当 当社常務取締役東京支店長兼事業戦略担当 当社専務取締役東京支店長兼事業戦略担当(現)	(注2)	40,000
常務取締役		藤 井 和 秋	昭和27年11月19日生	昭和50年4月 平成9年10月 " 13年6月 " 15年6月 " 15年12月 " 17年6月 " 18年1月 " 18年6月 " 19年4月 " 20年6月 " 21年4月	当社入社 当社設備部長 当社取締役設備部長兼安全防災管掌 当社取締役設備部長兼安全、環境、コークス管掌 当社取締役生産技術、設備、安全、環境、コークス管掌 当社取締役生産技術、製鋼、圧延、設備、安全、環境、コークス、資源リサイクル、I P P 事業推進担当 当社取締役生産技術部長兼生産技術部門担当 当社常務取締役生産技術部長兼工程管理担当 当社常務取締役企画、生産技術、生産戦略プロジェクトチーム、工程管理、コークス、安全防災担当 当社常務取締役企画、生産戦略プロジェクトチーム、工程管理、コークス、安全防災担当 当社常務取締役経営管理、経営企画、工程管理、コークス、安全防災担当(現)	(注2)	36,000
常務取締役	購買部長 エンジニアリング事業 本部長	三 木 隆 司	昭和22年8月29日生	昭和47年3月 平成15年9月 " 16年4月 " 17年6月 " 21年6月	当社入社 当社エンジニアリング事業本部プラント・建設事業部長 当社購買部長 当社取締役購買部長 当社常務取締役購買部長兼エンジニアリング事業本部長(現)	(注2)	14,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役		箱 守 一 昭	昭和28年2月8日生	昭和55年4月 平成11年9月 " 14年10月 " 15年8月 " 17年6月 " 18年1月 " 18年6月 " 19年4月 " 20年12月 " 21年4月	当社入社 当社第二圧延部長 当社生産技術部圧延総括部長 当社生産技術部長 当社取締役生産技術部長兼事業戦略担当 当社取締役生産戦略プロジェクトチームリーダー兼事業戦略担当 当社取締役生産戦略プロジェクトチームリーダー兼事業戦略、商品研究担当 当社取締役生産戦略プロジェクトチームリーダー兼事業戦略、品質管理、商品開発、棒線担当 当社取締役生産戦略プロジェクトチームリーダー兼事業戦略、品質管理、商品開発、棒線担当 当社取締役事業戦略、品質管理、商品開発、棒線担当(現)	(注2)	24,000
取締役	メッキ・厚板工場長	今 井 武	昭和28年12月20日生	昭和54年4月 平成15年12月 " 17年6月 " 18年12月 " 21年6月	当社入社 当社メッキ・厚板工場長 当社取締役熱延工場長 当社取締役メッキ・厚板工場長兼熱延担当 当社取締役メッキ・厚板工場長兼熱延、環境管理担当(現)	(注2)	20,000
取締役	設備部長	渡 邊 秀 幸	昭和29年1月24日生	昭和52年4月 平成15年12月 " 17年6月	当社入社 当社設備部長 当社取締役設備部長(現)	(注2)	12,000
取締役	営業本部長	西 澤 茂 樹	昭和30年6月29日生	昭和55年4月 平成18年4月 " 18年6月 " 19年1月 " 19年6月 " 19年12月	当社入社 当社参与営業部長兼事業戦略チーム、人事副担当 当社取締役営業部長兼事業戦略、人事担当 当社取締役営業部長兼事業戦略、人事、能力開発担当 当社取締役営業部長兼事業戦略担当 当社取締役営業本部長兼事業戦略担当(現)	(注2)	15,000
取締役	生産技術部長	吉 村 敏	昭和30年12月15日生	昭和54年4月 平成18年4月 " 18年6月 " 19年4月 " 20年4月 " 21年4月	当社入社 当社参与製鋼工場長兼事業戦略チーム 当社取締役製鋼工場長兼事業戦略担当 当社取締役生産技術部長兼事業戦略、製鋼担当 当社取締役生産技術部長兼棒線構造改革プロジェクトチームリーダー兼事業戦略、製鋼担当 当社取締役生産技術部長兼事業戦略、製鋼担当(現)	(注2)	12,000
取締役	人事部長	山 本 有 男	昭和29年7月15日生	昭和52年4月 平成19年4月 " 19年6月 " 20年4月 " 20年6月	当社入社 当社参与人事部長 当社取締役人事部長兼総務、能力開発、附属病院担当 当社取締役人事部長兼総務、人材開発、附属病院担当 当社取締役人事部長兼総務、人材開発、介護・病院事業担当(現)	(注2)	11,000
取締役	経理部長	松 岡 雅 啓	昭和25年10月16日生	昭和49年4月 平成20年4月 " 20年6月 " 21年6月	当社入社 当社参与経理部長 当社取締役経理部長 当社取締役経理部長兼システム担当(現)	(注2)	12,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役		若 杉 昌 夫	昭和33年3月17日生	昭和56年4月 平成18年4月 " 21年4月 " 21年6月	新日本製鐵株式会社入社 同社人事・労政部部长 当社参与 当社取締役経営管理、経営企画に関する業務につき、藤井常務を補佐(現)	(注2)	—
監査役 (常勤)		笹 部 隆 夫	昭和25年7月28日生	昭和49年4月 平成18年4月 " 20年6月	当社入社 当社環境管理部長 当社監査役(常勤)(現)	(注3)	15,000
監査役		福 西 惟 次	昭和17年8月24日生	昭和41年4月 平成3年4月 " 7年10月 " 16年7月 " 17年6月	株式会社三和銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行)入行 株式会社三和総合研究所(現三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)国際経営開発部長 イタリヤード株式会社常務取締役管理本部長 ソルカメコーポレーション株式会社(現あずみ株式会社)監査役(現) 当社監査役(現)	(注4)	—
監査役		榎 本 比 呂 志	昭和32年11月3日生	昭和58年4月 平成2年4月 " 19年6月	京都府庁入庁 弁護士登録 大阪弁護士会所属 北村法律事務所入所 当社監査役(現)	(注5)	6,000
計							263,000

- (注) 1 監査役 福西 惟次および榎本 比呂志の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 2 取締役の任期は、平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 3 監査役 笹部 隆夫の任期は、平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査役 福西 惟次の任期は、平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 監査役 榎本 比呂志の任期は、平成19年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 当社は、法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は以下のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
掘 端 孝 治	昭和21年3月23日生	昭和44年4月 平成4年4月 " 10年2月 " 19年7月 " 19年7月 " 20年2月 " 20年6月	関西興業株式会社(現株式会社関西トラスト)入社 同社営業部長 同社取締役 株式会社関西トラスト代表取締役専務取締役 不動産株式会社代表取締役社長(現) 株式会社関西トラスト代表取締役社長(現) 当社補欠監査役(現)	(注)	—

- (注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、経営の効率性、健全性および透明性を確保し、企業価値の継続的な向上と社会から信頼される会社を実現します。株主・投資家をはじめ、すべてのお客様や地域住民の皆様、さらには社会全体からの信頼をより高め、「良き企業市民」となるため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題と認識しています。

① 経営管理機構および業務執行体制

当社は、監査役制度を採用しており、社外監査役2名を含む3名（平成21年3月末現在）より構成される監査役会が、その監査の方針・分担に従い厳正な監査を実施しております。また、当社の監査役が中心となって、当社グループ・主要連結子会社7社の全監査役が参加する「中山グループ監査役連絡会」を設け、定期的に当社および当社グループ会社全体の業務監査・会計監査の充実を進めております。

取締役会は、平成21年3月末現在12名の取締役で構成され、経営目標・経営戦略など迅速かつ合理的な意思決定と、機動的な業務執行に努めるとともに、コーポレート・ガバナンスやリスク管理の観点より、業務執行を監視しております。また、連結グループ全体の戦略の共有と事業部門・財務部門にわたる連結経営の強化を目的に、定期的に「グループ戦略会議」を開催し、グループ企業価値の最大化に努めております。

社外監査役と提出会社との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係につきましては、該当することは特にありません。

平成21年3月末の当社の取締役および監査役に対する役員報酬等の内容は次のとおりであります。

区分	支給人員（名）	支給額（百万円）	摘要
取締役	13	203	
監査役	5	30	うち社外9百万円
計	18	233	

- (注) 1 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 2 取締役の報酬限度額は、平成元年6月29日開催の第95回定時株主総会決議において月額25百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
- 3 監査役の報酬限度額は、平成5年6月29日開催の第99回定時株主総会決議において月額3.5百万円以内と決議いただいております。
- 4 平成20年6月27日開催の第114回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役及び監査役には、平成17年6月29日開催の第111回定時株主総会で決議した役員退職慰労金の打切り支給に基づく退職慰労金取締役1名に対し6百万円、監査役2名に対し2百万円（うち社外監査役1名に0.6百万円）を支給しております。

当連結会計年度の会計監査人は、引き続きあずさ監査法人を選任しております。

なお、あずさ監査法人及び当社監査に従事する同監査法人業務執行役員と当社の間には、特別な利害関係はありません。当期に係る会計監査業務を執行した公認会計士の氏名は以下の通りです。

・業務を執行した公認会計士の氏名

あずさ監査法人（指定社員）

公認会計士 乾 一良、公認会計士 中畑 孝英、公認会計士 浅野 豊

・監査業務に係る補助者の構成

あずさ監査法人

公認会計士 6名、その他 11名

② 内部統制システム

当社は、会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を決議し、会社の業務の適法性・効率性の確保ならびにリスクの管理に努めるとともに、社会経済情勢その他環境の変化に応じて見直しを行い、その改善を図ってまいります。

コンプライアンス体制につきましては、全役職員の行動規範として「中山製鋼所役職員行動規範」を制定し、その実践と徹底を通じて、適切な業務運営とコンプライアンス重視の企業風土づくりに努めております。また、法令、社内規程および上記行動規範の遵守違反やその疑いのある行為を発見ないし予知した場合の会社への報告ラインとして、通常の職制ラインとは別に、「中山製鋼所倫理ホットライン（内部通報制度）」を設けるとともに、公益のための通報を保護する「内部通報規程」を定め、事態の迅速な把握と是正、および違法・不正の抑止に努めております。さらに、内部統制システムの一環として、コンプライアンス違反に関する調査・監督を行う「倫理委員会」を設けています。同委員会は、社長を委員長とし、数名の委員および必要に応じて顧問弁護士を加えた構成としております。

内部監査につきましては、社長直結の独立した業務監査部門である監査室（2名）が、各部門の業務遂行状況について、その適法性および妥当性を監査しております。監査役、監査室および会計監査人の間では、それぞれが行う監査の計画、進捗および結果を報告・説明するなど、相互に情報及び意見の交換を行っております。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方につきましては、当社は反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求に対してはこれを断固として拒否します。反社会的勢力による不当要求に対しましては、所轄警察署、顧問弁護士等の外部専門機関と緊密な連携をして、組織的に対応することを基本としています。

具体的な整備状況につきましては、「中山製鋼所役職員行動規範」をはじめ、その他の社内規程において、反社会的勢力とは取引を一切行わない旨を規定しております。また、企業防衛協議会に加盟しており、地域企業と連携し反社会的勢力の排除のため、情報収集・交換を密にし、反社会的勢力に係る各種リスクの予防、低減をはかっております。

The organizational chart illustrates the internal control system of Yamanashi Steel Co., Ltd. The hierarchy is as follows:

- 株主総会 (Shareholders' Meeting)** is at the top, overseeing the **取締役会 (Board of Directors)**, **監査役会 (Board of Supervisors)**, and **会計監査人 (監査法人) (Accounting Auditor (Audit Firm))**.
- The **取締役会 (Board of Directors)** reports to the **株主総会** and oversees the **経営会議 (重要案件の審議等) (Executive Management (Review of Important Cases, etc.))**, **(社長) 代表取締役 (President Representative Director)**, and **業務担当取締役 (Business Director)**.
- The **監査役会 (Board of Supervisors)** reports to the **株主総会** and oversees the **監査室 (内部監査部門) (Internal Audit Department)** and **独立委員会 (Independent Committee)**.
- The **経営会議 (重要案件の審議等) (Executive Management (Review of Important Cases, etc.))** reports to the **取締役会** and oversees the **(社長) 代表取締役 (President Representative Director)** and **業務担当取締役 (Business Director)**.
- The **(社長) 代表取締役 (President Representative Director)** reports to the **取締役会** and oversees the **業務担当取締役 (Business Director)** and **部門長 (Department Head)**.
- The **業務担当取締役 (Business Director)** reports to the **取締役会** and oversees the **部門長 (Department Head)** and **従業員 (Employees)**.
- The **部門長 (Department Head)** reports to the **業務担当取締役** and oversees the **従業員 (Employees)**.
- The **従業員 (Employees)** report to the **部門長**.
- The **監査室 (内部監査部門) (Internal Audit Department)** reports to the **監査役会** and oversees the **総務部 (コンプライアンス推進部署) (General Affairs Department (Compliance Promotion Department))** and **顧問弁護士 (Consulting Lawyer)**.
- The **総務部 (コンプライアンス推進部署) (General Affairs Department (Compliance Promotion Department))** reports to the **監査室** and oversees the **顧問弁護士 (Consulting Lawyer)**.
- The **顧問弁護士 (Consulting Lawyer)** reports to the **総務部** and oversees the **内部通報 (中山製鋼所倫理ホットライン) (Internal Reporting (Yamanashi Steel Works Ethics Hotline))**.
- The **内部通報 (中山製鋼所倫理ホットライン) (Internal Reporting (Yamanashi Steel Works Ethics Hotline))** reports to the **顧問弁護士**.
- The **各種会議 (Various Meetings)** include the **危機管理本部 (Crisis Management Department)**, **コンプライアンス・リスクマネジメント委員会 (Compliance & Risk Management Committee)**, **倫理委員会 (Ethics Committee)**, **環境対策委員会 (Environmental Measures Committee)**, **安全衛生委員会 (Safety & Health Committee)**, and **防災審議会 (Disaster Prevention Review Committee)**.
- The **各主管部署 (Each Main Department)** are the **コンプライアンス・リスクマネジメント委員会 (Compliance & Risk Management Committee)**, **倫理委員会 (Ethics Committee)**, **環境対策委員会 (Environmental Measures Committee)**, **安全衛生委員会 (Safety & Health Committee)**, and **防災審議会 (Disaster Prevention Review Committee)**.

当社は、高度情報通信社会における個人情報保護の重要性を認識し、プライバシーポリシー（個人情報保護方針）を定め、個人情報の保護に努めております。この方針を実行するため、個人情報保護コンプライアンス・プログラムを策定し、個人情報保護管理者として総務担当役員を任命し、個人情報の適正な管理を実施しております。また、全役職員に対し、個人情報の保護および適正な管理方法についての教育を実施し、日常業務における個人情報の適正な取扱いを徹底しております。

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

また、当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

⑥ 剰余金の配当の決定機関

当社は、機動的な配当政策を実施するため、会社法第454条第5項に定める中間配当に関する事項について、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めております。

⑦ 自己株式の取得の決定機関

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項に定める自己株式の取得に関する事項について、取締役会の決議をもって取得することができる旨を定款で定めております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	—	—	54	—
連結子会社	—	—	—	—
計	—	—	54	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

特記すべき事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)及び前事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)並びに当連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)及び当事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成20年 3 月31 日)	当連結会計年度 (平成21年 3 月31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,150	9,400
受取手形及び売掛金	45,384	31,776
有価証券	※2 83	—
たな卸資産	33,964	—
商品及び製品	—	19,454
仕掛品	—	2,125
原材料及び貯蔵品	—	25,081
繰延税金資産	568	498
その他	2,483	3,058
貸倒引当金	△751	△614
流動資産合計	85,884	90,779
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※3 51,308	※3 51,504
減価償却累計額	△30,869	△31,972
建物及び構築物（純額）	20,438	19,531
機械及び装置	※3 171,846	※3 172,871
減価償却累計額	△118,131	△123,059
機械及び装置（純額）	53,715	49,812
車両運搬具	※3 2,122	※3 2,111
減価償却累計額	△1,725	△1,805
車両運搬具（純額）	396	306
工具、器具及び備品	※3 5,600	※3 5,553
減価償却累計額	△4,584	△4,605
工具、器具及び備品（純額）	1,016	947
土地	※3, ※4 69,351	※3, ※4 69,388
リース資産	—	52
減価償却累計額	—	△6
リース資産（純額）	—	45
建設仮勘定	605	958
有形固定資産合計	145,524	140,990
無形固定資産		
ソフトウェア	266	339
公共施設利用権	147	112
その他	211	207
無形固定資産合計	626	659

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成20年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成21年 3 月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	※2, ※5 9,285	※2, ※5, ※6 5,954
長期貸付金	285	86
繰延税金資産	28	32
その他	1,817	1,214
貸倒引当金	△164	△168
投資その他の資産合計	11,251	7,120
固定資産合計	157,402	148,770
資産合計	243,286	239,550
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※2 34,259	※2, ※3 21,981
短期借入金	※2, ※3 29,615	※2, ※3 41,641
1年内償還予定の社債	40	20
未払金	8,659	3,968
未払費用	1,617	1,417
未払法人税等	498	792
賞与引当金	1,538	1,257
その他	498	2,993
流動負債合計	76,726	74,071
固定負債		
社債	20	—
長期借入金	※2, ※3 53,293	※2, ※3 52,168
繰延税金負債	8,750	8,122
再評価に係る繰延税金負債	※4 11,714	※4 11,714
退職給付引当金	3,709	3,611
役員退職慰労引当金	118	130
環境対策引当金	352	240
特別修繕引当金	24	15
負ののれん	4,381	4,053
その他	570	531
固定負債合計	82,934	80,588
負債合計	159,661	154,659

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成20年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成21年 3 月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,538	15,538
資本剰余金	10,339	10,339
利益剰余金	23,013	24,579
自己株式	△166	△596
株主資本合計	48,725	49,860
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,099	487
土地再評価差額金	※4 15,814	※4 15,814
評価・換算差額等合計	16,913	16,301
少数株主持分	17,986	18,727
純資産合計	83,625	84,890
負債純資産合計	243,286	239,550

②【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
売上高	215,089	259,788
売上原価	193,431	※1 233,077
売上総利益	21,658	26,711
販売費及び一般管理費		
販売費	8,721	8,558
一般管理費	8,717	8,631
販売費及び一般管理費合計	※2, ※3 17,438	※2, ※3 17,189
営業利益	4,220	9,521
営業外収益		
受取利息	18	17
受取配当金	198	202
負ののれん償却額	328	328
不動産賃貸料	81	208
その他	166	232
営業外収益合計	793	989
営業外費用		
支払利息	1,463	1,689
遊休設備に係る費用	313	402
その他	533	1,275
営業外費用合計	2,310	3,367
経常利益	2,702	7,143
特別利益		
貸倒引当金戻入額	—	109
投資有価証券売却益	58	65
固定資産売却益	※4 8	※4 11
移転補償金	79	—
特別利益合計	146	186
特別損失		
投資有価証券評価損	—	2,166
固定資産除却損	※5 1,012	※5 851
関係会社整理損	—	※6 188
操業休止費用	※7 233	—
過年度役員退職慰労引当金繰入額	153	—
減損損失	※8 0	—
その他	※9 225	—
特別損失合計	1,626	3,206
税金等調整前当期純利益	1,222	4,123
法人税、住民税及び事業税	902	1,065
法人税等調整額	39	△85
法人税等合計	941	980
少数株主利益	463	799
当期純利益又は当期純損失(△)	△182	2,343

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	15,538	15,538
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	15,538	15,538
資本剰余金		
前期末残高	10,323	10,339
当期変動額		
自己株式の処分	15	0
当期変動額合計	15	0
当期末残高	10,339	10,339
利益剰余金		
前期末残高	24,037	23,013
当期変動額		
剰余金の配当	△777	△778
当期純利益又は当期純損失 (△)	△182	2,343
土地再評価差額金の取崩	△62	—
当期変動額合計	△1,023	1,565
当期末残高	23,013	24,579
自己株式		
前期末残高	△166	△166
当期変動額		
自己株式の処分	96	0
自己株式の取得	△97	△430
当期変動額合計	△0	△429
当期末残高	△166	△596
株主資本合計		
前期末残高	49,733	48,725
当期変動額		
剰余金の配当	△777	△778
当期純利益又は当期純損失 (△)	△182	2,343
自己株式の処分	112	0
自己株式の取得	△97	△430
土地再評価差額金の取崩	△62	—
当期変動額合計	△1,007	1,135
当期末残高	48,725	49,860

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	3,117	1,099
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,017	△611
当期変動額合計	△2,017	△611
当期末残高	1,099	487
土地再評価差額金		
前期末残高	15,751	15,814
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	62	—
当期変動額合計	62	—
当期末残高	15,814	15,814
評価・換算差額等合計		
前期末残高	18,868	16,913
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,954	△611
当期変動額合計	△1,954	△611
当期末残高	16,913	16,301
少数株主持分		
前期末残高	17,532	17,986
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	453	741
当期変動額合計	453	741
当期末残高	17,986	18,727
純資産合計		
前期末残高	86,134	83,625
当期変動額		
剰余金の配当	△777	△778
当期純利益又は当期純損失（△）	△182	2,343
自己株式の処分	112	0
自己株式の取得	△97	△430
土地再評価差額金の取崩	△62	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,501	129
当期変動額合計	△2,509	1,265
当期末残高	83,625	84,890

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,222	4,123
減価償却費	8,331	9,524
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△11	△132
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△138	△280
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△289	△31
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	118	12
特別修繕引当金の増減額 (△は減少)	8	△9
環境対策引当金の増減額 (△は減少)	△46	△112
受取利息及び受取配当金	△217	△219
支払利息	1,463	1,689
減損損失	0	—
固定資産除却損	1,042	851
有形固定資産売却損益 (△は益)	△8	△11
投資有価証券評価損益 (△は益)	27	2,166
投資有価証券売却損益 (△は益)	△58	△65
売上債権の増減額 (△は増加)	△2,438	13,569
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△5,369	△12,697
仕入債務の増減額 (△は減少)	8,816	△12,491
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△225	516
その他	△764	△1,386
小計	11,462	5,015
移転補償金の受取額	—	1,415
法人税等の支払額	△1,698	△794
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,764	5,636
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△500	—
有価証券の償還による収入	56	84
有形固定資産の取得による支出	△19,509	△9,262
有形固定資産の売却による収入	88	423
無形固定資産の取得による支出	△61	△223
固定資産の除却による支出	△192	△151
投資有価証券の取得による支出	△358	△213
投資有価証券の売却による収入	0	324
貸付けによる支出	△43	△9
貸付金の回収による収入	39	28
利息及び配当金の受取額	216	223
その他	△257	△46
投資活動によるキャッシュ・フロー	△20,521	△8,822

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△200	9,435
長期借入れによる収入	24,100	13,400
長期借入金の返済による支出	△11,727	△11,934
社債の償還による支出	△40	△40
自己株式の売却による収入	327	—
自己株式の取得による支出	△97	△19
子会社の自己株式の売却による収入	0	0
子会社の自己株式の取得による支出	△0	△1
配当金の支払額	△779	△779
少数株主への配当金の支払額	△25	△25
利息の支払額	△1,465	△1,593
その他	—	△6
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,091	8,434
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	0
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△665	5,249
現金及び現金同等物の期首残高	4,316	3,650
現金及び現金同等物の期末残高	※1 3,650	※1 8,900

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社の数 8社 会社名 中山興産(株)、中山三星建材(株)、南海化学工業(株)、三星商事(株)、三星海運(株)、中山通商(株)、三泉シャー(株)、富士アミドケミカル(株) (2) 主要な非連結子会社の名称等 主要な非連結子会社名 新星鋼機(株)、(株)サンマルコ、興南産業(株)、他 7社 (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。	(1) 連結子会社の数 8社 会社名 同左 (2) 主要な非連結子会社の名称等 主要な非連結子会社名 新星鋼機(株)、(株)サンマルコ、興南産業(株)、他 6社 (連結の範囲から除いた理由) 同左
2 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の関連会社数 なし (2) 持分法を適用していない非連結子会社(新星鋼機(株)、(株)サンマルコ、興南産業(株)、他 7社)及び関連会社((株)NSボルテン、(株)NS棒線、他 2社)は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。	(1) 持分法適用の関連会社数 同左 (2) 持分法を適用していない非連結子会社(新星鋼機(株)、(株)サンマルコ、興南産業(株)、他 6社)及び関連会社((株)NSボルテン、(株)NS棒線、他 2社)は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。	同左
4 会計処理基準に関する事項	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券 満期保有目的の債券 …償却原価法(定額法)によっております。 その他有価証券 時価のあるもの …決算日の市場価格に基づく時価によっております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの …移動平均法による原価法によっております。	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券 満期保有目的の債券 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	② デリバティブ 時価法によっております。 ③ たな卸資産 主として総平均法による原価法 によっております。	② デリバティブ 同左 ③ たな卸資産 主として総平均法による原価法 (連結貸借対照表価額については 収益性の低下に基づく簿価切下げ の方法) によっております。 (会計方針の変更) 通常の販売目的で保有するたな卸資産 については、従来、主として総平均 法による原価法によっておりました が、当連結会計年度から、「棚卸資産 の評価に関する会計基準」(企業会計 基準第9号 平成18年7月5日)が適 用されたことに伴い、主として総平均 法による原価法(連結貸借対照表価額 については収益性の低下に基づく簿価 切下げの方法)に変更しております。 この結果、従来の方法によった場合 と比べて、当連結会計年度の営業利 益、経常利益及び税金等調整前当期純 利益は、それぞれ1,694百万円減少し ております。 なお、セグメント情報に与える影響 は、当該箇所に記載しております。
	(2) 重要な減価償却資産の減価償却の 方法 ① 有形固定資産 a 平成19年3月31日以前に取得し たもの 主として旧定額法によっており ます。 b 平成19年4月1日以後に取得し たもの 主として定額法によっておりま す。 なお、主な耐用年数は以下のと おりであります。 建物及び構築物 10～50年 機械及び装置 7～15年	(2) 重要な減価償却資産の減価償却の 方法 ① 有形固定資産(リース資産を除 く) a 平成19年3月31日以前に取得し たもの 主として旧定額法によっており ます。 なお、償却可能限度額まで償却 が終了したものについては、償却 が終了した翌年から5年間で均等 償却する方法によっております。 b 平成19年4月1日以後に取得し たもの 同左 なお、主な耐用年数は以下のと おりであります。 建物及び構築物 10～50年 機械及び装置 5～15年

項目	前連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
	(会計方針の変更) 当社及び連結子会社は、法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年 3 月30日 法律第 6 号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年 3 月30日 政令第83号））に伴い、当連結会計年度から、平成19年 4 月 1 日以降に取得したものについて、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 この結果、従来の方法に比べ、当期の減価償却費が139百万円増加し、営業利益は121百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益は123百万円それぞれ減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。 (追加情報) 平成19年 3 月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から 5 年間で均等償却する方法によっております。 この結果、従来の方法に比べ、当期の減価償却費が857百万円増加し、営業利益は732百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益は742百万円それぞれ減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。 ② 無形固定資産 定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	— (追加情報) 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正（減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令 平成20年 4 月30日 省令第32号）による耐用年数の変更に伴い、当連結会計年度から、機械及び装置の一部について耐用年数を変更しております。 この結果、従来の方法によった場合と比べて、減価償却費は307百万円増加し、売上総利益は242百万円、営業利益は249百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益は253百万円それぞれ減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。 ② 無形固定資産（リース資産を除く） 同左

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	— (3) 重要な引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 ② 賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、賞与支給見込額のうち、当期負担額を計上しております。	③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 (会計方針の変更) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度から、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 この変更による連結財務諸表に与える影響は軽微であります。 (3) 重要な引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 同左 ② 賞与引当金 同左

項目	前連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
	③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、翌連結会計年度から費用処理しております。 ④ 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支払に備えるため、一部の連結子会社は、内規を基礎として算定された当連結会計年度末の要支給額を計上しております。 (会計方針の変更) 一部の連結子会社は、従来、取締役、監査役に対する退職慰労金を支出時の費用として計上していましたが、当連結会計年度から、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 平成19年 4 月13日 監査・保証実務委員会報告第42号)を適用し、連結会計年度末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。 この変更に伴い、過年度対応額86百万円は特別損失に、当連結会計年度発生額31百万円は販売費及び一般管理費に計上しております。 この結果、従来と比べ営業利益及び経常利益はそれぞれ31百万円減少し、税金等調整前当期純利益は118百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、軽微であるため、記載を省略しております。 ⑤ 環境対策引当金 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるP C B廃棄物の処理費用に充てるため、その所要見込額を計上しております。	③ 退職給付引当金 同左 ④ 役員退職慰労引当金 同左 — ⑤ 環境対策引当金 同左

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	⑥ 特別修繕引当金 周期的に大規模な修繕を要する船舶等につき、将来の修繕に備えるため合理的基準に基づく必要額を毎期継続して計上しております。 (4) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 (5) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては特例処理によっております。 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 a ヘッジ手段 デリバティブ取引(金利スワップ取引) b ヘッジ対象 主に市場金利等の変動によりキャッシュ・フローが変動するもの(変動金利の借入金等) ③ ヘッジ方針 当社グループは内部規程である「デリバティブ取引管理規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。 ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。 (6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 ① 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。	⑥ 特別修繕引当金 同左 (4) 重要なリース取引の処理方法 — (5) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 同左 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 a ヘッジ手段 同左 b ヘッジ対象 同左 ③ ヘッジ方針 同左 ④ ヘッジ有効性評価の方法 同左 (6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 ① 消費税等の会計処理 同左
5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
6 負ののれんの償却に関する事項	負ののれんは、20年間で均等償却しております。	同左

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
7 連結キャッシュ・フロー 計算書における資金の範 囲	連結キャッシュ・フロー計算書にお ける資金(現金及び現金同等物)は、手 許現金、随時引き出し可能な預金及び 容易に換金可能であり、かつ価値の変 動について僅少なりリスクしか負わない 取得日から3ヶ月以内に償還期限の到 来する短期投資からなっております。	同左

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
—	(連結貸借対照表関係) 財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」、「仕掛品」、「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」、「仕掛品」、「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ16,443百万円、3,275百万円、14,245百万円であります。
(連結損益計算書関係) 前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「不動産賃貸収入」(前連結会計年度29百万円)は、営業外収益の総額の100分の10を超えましたので、当連結会計年度から区分掲記しております。	(連結損益計算書関係) 前連結会計年度において、「特別損失」の「その他」に含めていた「投資有価証券評価損」(前連結会計年度17百万円)は、特別損失の総額の100分の10を超えましたので、当連結会計年度から区分掲記しております。

【追加情報】

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
従来、物流業を営む連結子会社における役務提供収益に対応する原価は、連結損益計算書上、すべて「売上原価」に含めて表示しておりましたが、当社が取り組んでまいりました大型設備投資が順次完成し、それに伴う販売量の増加が販売運送費の増加につながり、販売運送費の重要性が増してまいりました。このことに鑑み、当社グループの販売に係る費用とみなされる金額については、「販売費」の「販売運送費」として表示しております。 この変更により、「売上原価」は6,892百万円減少し、「売上総利益」及び「販売費及び一般管理費」は同額増加しております。	—

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
1 受取手形裏書譲渡高 7百万円	1 受取手形割引高 300百万円 受取手形裏書譲渡高 27
※2 有価証券及び投資有価証券は、営業取引及び金融機関借入金の担保、土地賃借保証並びに中山共同発電㈱及び中山名古屋共同発電㈱の金融機関借入金の保証及び操業等の受託業務に対する保証のために差入れています。	※2 投資有価証券は、営業取引及び金融機関借入金の担保、土地賃借保証並びに中山共同発電㈱及び中山名古屋共同発電㈱の金融機関借入金の保証及び操業等の受託業務に対する保証のために差入れております。
① 営業取引及び金融機関借入金の担保に供している有価証券の帳簿価額 投資有価証券 127百万円	① 営業取引及び金融機関借入金の担保に供している有価証券の帳簿価額 投資有価証券 95百万円
② 同上担保による債務残高 買掛金 71百万円 長期借入金 43 (1年以内返済分を含む)	② 同上担保による債務残高 買掛金 64百万円 長期借入金 34 (1年以内返済分を含む)
③ 土地賃借保証のために差入れている有価証券の帳簿価額 有価証券 83百万円 投資有価証券 113	③ 土地賃借保証のために差入れている有価証券の帳簿価額 投資有価証券 113百万円
④ 中山共同発電㈱及び中山名古屋共同発電㈱の金融機関借入金の保証のために差入れている有価証券の帳簿価額 投資有価証券 37百万円	④ 中山共同発電㈱及び中山名古屋共同発電㈱の金融機関借入金の保証のために差入れている有価証券の帳簿価額 投資有価証券 37百万円
⑤ 中山共同発電㈱及び中山名古屋共同発電㈱の操業及び定期検査等の受託業務に対する保証として差入れている有価証券の帳簿価額 投資有価証券 9百万円	⑤ 中山共同発電㈱及び中山名古屋共同発電㈱の操業及び定期検査等の受託業務に対する保証として差入れている有価証券の帳簿価額 投資有価証券 9百万円
※3 (1) 有形固定資産は、次のとおり長期資金借入のため工場財団抵当に供しております。	※3 (1) 有形固定資産は、次のとおり長期資金借入のため工場財団抵当に供しております。
① 工場財団組成物件の帳簿価額 機械及び装置 51,021百万円 土地 34,593 建物及び構築物 15,247 工具、器具及び備品 568 車両運搬具 102 合計 101,533	① 工場財団組成物件の帳簿価額 機械及び装置 46,627百万円 土地 34,593 建物及び構築物 14,466 工具、器具及び備品 522 車両運搬具 82 合計 96,291
② 同上担保による債務残高 長期借入金 7,333百万円 (1年以内返済分を含む)	② 同上担保による債務残高 長期借入金 4,771百万円 (1年以内返済分を含む)
(2) 前掲のほか有形固定資産の一部は、次のとおり担保に供しております。	(2) 前掲のほか有形固定資産の一部は、次のとおり担保に供しております。
① 担保資産の帳簿価額 土地 9,594百万円 建物及び構築物 713 機械及び装置 3 工具、器具及び備品 0 合計 10,312	① 担保資産の帳簿価額 土地 9,591百万円 建物及び構築物 674 機械及び装置 2 工具、器具及び備品 0 合計 10,269
② 同上担保による根抵当権極度額 2,970百万円	② 同上担保による根抵当権極度額 2,970百万円
③ 同上担保による債務残高 長期借入金 4,588百万円 (1年以内返済分を含む)	③ 同上担保による債務残高 長期借入金 6,558百万円 (1年以内返済分を含む) 短期借入金 50 買掛金 35

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)																										
※4 土地の再評価について 当社は、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布 法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布 法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。 再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の基礎となる土地の価格の算定方法に合理的な調整を行って算定しております。 再評価を行った年月 平成14年3月31日 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △10,937百万円 ※5 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。 投資有価証券(株式) 1,023百万円 ※6 — 7 保証債務 従業員及び関連会社の金融機関借入金について保証しております。 <table> <tr> <th></th><th>保証債務残高</th></tr> <tr> <td>従業員(住宅資金)</td><td>186百万円</td></tr> <tr> <td>エヒメシャーリング(株)</td><td>150</td></tr> <tr> <td>(株)サンマルコ</td><td>100</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>436</td></tr> </table> 8 債権流動化に伴う買戻義務限度額 2,422百万円 9 —		保証債務残高	従業員(住宅資金)	186百万円	エヒメシャーリング(株)	150	(株)サンマルコ	100	合計	436	※4 土地の再評価について 当社は、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布 法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布 法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。 再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の基礎となる土地の価格の算定方法に合理的な調整を行って算定しております。 再評価を行った年月 平成14年3月31日 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △11,776百万円 ※5 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。 投資有価証券(株式) 1,023百万円 ※6 貸付有価証券 「投資有価証券」の一部を株券貸借取引契約により貸し出しております。当該貸付有価証券の連結貸借対照表価額は2,309百万円であります。 7 保証債務 従業員及び関連会社の金融機関借入金について保証しております。 <table> <tr> <th></th><th>保証債務残高</th></tr> <tr> <td>従業員(住宅資金)</td><td>163百万円</td></tr> <tr> <td>エヒメシャーリング(株)</td><td>150</td></tr> <tr> <td>(株)サンマルコ</td><td>100</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>413</td></tr> </table> 8 債権流動化に伴う買戻義務限度額 482百万円 9 貸出コミットメントライン契約 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関22行と総額222億円の貸出コミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>貸出コミットメントライン契約の総額</td><td>22,200百万円</td></tr> <tr> <td>借入実行残高</td><td>2,000</td></tr> <tr> <td>差引額</td><td>20,200</td></tr> </table>		保証債務残高	従業員(住宅資金)	163百万円	エヒメシャーリング(株)	150	(株)サンマルコ	100	合計	413	貸出コミットメントライン契約の総額	22,200百万円	借入実行残高	2,000	差引額	20,200
	保証債務残高																										
従業員(住宅資金)	186百万円																										
エヒメシャーリング(株)	150																										
(株)サンマルコ	100																										
合計	436																										
	保証債務残高																										
従業員(住宅資金)	163百万円																										
エヒメシャーリング(株)	150																										
(株)サンマルコ	100																										
合計	413																										
貸出コミットメントライン契約の総額	22,200百万円																										
借入実行残高	2,000																										
差引額	20,200																										

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)						
※ 1 —	※ 1 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額 売上原価 1,911百万円						
※ 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 販売運送費 8,510百万円 役員報酬 501 給料諸手当 2,814 賞与手当 728 賞与引当金繰入額 288 退職給付費用 274 役員退職慰労引当金繰入額 31 福利厚生費 706 減価償却費 500 賃借料 527 外注作業費 190	※ 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 販売運送費 8,348百万円 役員報酬 576 給料諸手当 2,746 賞与手当 552 賞与引当金繰入額 359 退職給付費用 416 役員退職慰労引当金繰入額 20 福利厚生費 705 減価償却費 494 賃借料 444 外注作業費 122						
※ 3 一般管理費に含まれる研究開発費は214百万円であります。	※ 3 一般管理費に含まれる研究開発費は185百万円であります。						
※ 4 固定資産売却益は土地等の売却によるものであります。	※ 4 固定資産売却益は車両運搬具等の売却によるものであります。						
※ 5 固定資産除却損の内訳 機械及び装置 657百万円 建物等 126 撤去費用等 228 合計 1,012	※ 5 固定資産除却損の内訳 機械及び装置 579百万円 建物等 124 撤去費用等 147 合計 851						
※ 6 —	※ 6 非連結子会社である中山エコメルト株式会社が解散したことに伴い、同社向けの債権を清算したことによるものであります。						
※ 7 電気炉連続鑄造設備の新設に伴う旧設備の操業休止に係る費用であります。	※ 7 —						
※ 8 固定資産減損損失 当社グループは、事業用資産については事業セグメント毎に、遊休資産及び賃貸資産については物件単位毎にグルーピングを実施しております。近年の地価の下落により、帳簿価額に対して著しく時価が下落している以下の資産グループについて、回収可能価額まで減額し、当該減少額0百万円を固定資産減損損失として特別損失に計上しております。 <table><tr><td>用途</td><td>種類</td><td>場所</td></tr><tr><td>遊休資産</td><td>土地</td><td>徳島県阿南市 山口町串坂</td></tr></table> なお、回収可能価額は正味売却価額により測定し、重要性に乏しいため、時価は路線価に基づき、算定しております。	用途	種類	場所	遊休資産	土地	徳島県阿南市 山口町串坂	※ 8 —
用途	種類	場所					
遊休資産	土地	徳島県阿南市 山口町串坂					
※ 9 その他の特別損失の内訳 貯蔵品等廃棄損 104百万円 補償和解金 80 投資有価証券評価損 17 関係会社株式評価損 9 土壌汚染対策費用 9 特別退職金 4 合計 225	※ 9 —						

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	131,383	—	—	131,383

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	918	470	692	697

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 23千株

取締役会決議による自己株式取得 447千株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

連結子会社保有株式の売却による減少 692千株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	388	3	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年11月8日 取締役会	普通株式	388	3	平成19年9月30日	平成19年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	392	3	平成20年3月31日	平成20年6月30日

当連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	131,383	—	—	131,383

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	697	1,951	0	2,647

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 68千株

取締役会決議による自己株式取得 1,883千株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

連結子会社保有株式の売却による減少 0千株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	392	3	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年11月11日 取締役会	普通株式	386	3	平成20年9月30日	平成20年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	386	3	平成21年3月31日	平成21年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 4,150百万円 預入期間が3ヶ月を超える 定期預金 △500 現金及び現金同等物 3,650	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 9,400百万円 預入期間が3ヶ月を超える 定期預金 △500 現金及び現金同等物 8,900

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)					当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)				
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引					1 ファイナンス・リース取引 (借主側)				
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額					所有権移転外ファイナンス・リース取引				
					① リース資産の内容				
					有形固定資産				
					主として鉄鋼事業における分析装置(工具、器具及び備品)であります。				
					② リース資産の減価償却の方法				
					連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ③ リース資産」に記載のとおりであります。				
					なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。				
					(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				
	機械及び装置 (百万円)	工具、器具及び備品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)		機械及び装置 (百万円)	工具、器具及び備品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
取得価額相当額	1,606	634	42	2,284	取得価額相当額	490	519	18	1,028
減価償却累計額相当額	847	339	31	1,218	減価償却累計額相当額	370	335	13	719
期末残高相当額	759	295	11	1,065	期末残高相当額	119	183	5	308
(2) 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高					(2) 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高				
未経過リース料期末残高相当額					未経過リース料期末残高相当額				
1年以内					1年以内				
1年超					1年超				
合計					合計				
761百万円					162百万円				
318					156				
(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失					(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失				
支払リース料					支払リース料				
減価償却費相当額					減価償却費相当額				
支払利息相当額					支払利息相当額				
(4) 減価償却費相当額の算定方法					(4) 減価償却費相当額の算定方法				
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。					リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。				
(5) 利息相当額の算定方法					(5) 利息相当額の算定方法				
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。					リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				
(減損損失について)					(減損損失について)				
リース資産に配分された減損損失はありません。					リース資産に配分された減損損失はありません。				

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)			当連結会計年度 (平成21年3月31日)		
	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの)						
(1) 国債、地方債等	187	188	1	103	103	0
(2) 社債	—	—	—	—	—	—
(3) その他	—	—	—	—	—	—
小計	187	188	1	103	103	0
(時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの)						
(1) 国債、地方債等	10	10	△0	10	10	△0
(2) 社債	—	—	—	—	—	—
(3) その他	—	—	—	—	—	—
小計	10	10	△0	10	10	△0
合計	197	198	1	113	114	0

2 その他有価証券で時価のあるもの

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)			当連結会計年度 (平成21年3月31日)		
	取得原価 (百万円)	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの)						
(1) 株式	1,638	3,845	2,207	833	1,845	1,011
(2) 債券						
国債、地方債等	48	51	2	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
(3) その他	—	—	—	—	—	—
小計	1,686	3,897	2,210	833	1,845	1,011
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの)						
(1) 株式	4,091	3,933	△157	2,744	2,655	△88
(2) 債券						
国債、地方債等	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
(3) その他	—	—	—	—	—	—
小計	4,091	3,933	△157	2,744	2,655	△88
合計	5,777	7,830	2,052	3,578	4,501	923

3 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
0	0	0	324	65	—

4 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
	連結貸借対照表計上額(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)
(1) その他有価証券 非上場株式	318	316
合計	318	316
(2) その他有価証券 ① 子会社株式	155	155
② 関連会社株式	868	868
合計	1,023	1,023

5 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

前連結会計年度(平成20年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券				
(1) 国債、地方債等	83	65	47	—
(2) 社債	—	—	—	—
(3) その他	—	—	—	—
合計	83	65	47	—

当連結会計年度(平成21年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券				
(1) 国債、地方債等	—	65	47	—
(2) 社債	—	—	—	—
(3) その他	—	—	—	—
合計	—	65	47	—

(注) 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式については2,166百万円(前連結会計年度17百万円)の減損処理を行っております。また、時価のない株式については減損処理を行っておりません(前連結会計年度9百万円)。

なお、当該株式の減損処理にあたっては、時価が取得価額に比べて30%以上下落した場合に、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなして、減損処理を適用することとしております。

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

前連結会計年度 (自 平成19年4月 1 日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日)
(1) 取引の内容 利用しているデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引であります。 (2) 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、実需に伴う取引に限定しており、短期的な売買差益を目的とした投機的な取引は一切行わない方針としております。 (3) 取引の利用目的 金利に係るデリバティブ取引について、借入金及び社債の支払利息の軽減又はリスクヘッジを目的として金利スワップ取引を利用しております。 なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。 ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては特例処理によっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 金利スワップ取引 ヘッジ対象 主に市場金利等の変動によりキャッシュ・フローが変動するもの（変動金利の借入金等） ヘッジ方針 内部規程である「デリバティブ取引管理規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。 ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。 (4) 取引に係るリスクの内容 当社及び連結子会社の利用するデリバティブ取引は、将来の金利変動又は為替変動に伴う市場価格変動リスクを内包しております。しかし、当社及び連結子会社は、外貨建取引に係る為替リスクヘッジ並びに借入金、社債に係る支払利息の変動金利化及び固定金利化を目的としてデリバティブ取引を利用していることから、これらが経営に与えるリスクは限定的であると考えております。 また、当社及び連結子会社は、取引先の契約不履行に陥る信用リスクも有しておりますが、取引先を格付の高い金融機関に限定しており、信用リスクはほとんどないと判断しております。	(1) 取引の内容 同左 (2) 取引に対する取組方針 同左 (3) 取引の利用目的 同左 ヘッジ会計の方法 同左 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左 ヘッジ対象 同左 ヘッジ方針 同左 ヘッジ有効性評価の方法 同左 (4) 取引に係るリスクの内容 同左

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(5) 取引に係るリスク管理体制 当社及び連結子会社におけるデリバティブ取引は職務権限規程で定めており、当該規程では社長の決裁事項とし、その執行及び管理は経理部門で行うことになっております。取引の実施に当たっては、決裁された範囲内で経理部長の判断によって実行し、取引の残高状況等については経理部長が取引先からの報告書と突合し確認するとともに、定期的に監査部門への報告を行うことによって相互牽制機能が働くような社内体制をとっております。 (6) 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	(5) 取引に係るリスク管理体制 同左 (6) 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

2 取引の時価等に関する事項

(前連結会計年度)(平成20年3月31日)

該当事項はありません。

なお、金利スワップ取引を行っておりますが、いずれもヘッジ会計を適用しておりますので注記の対象からは除いております。

(当連結会計年度)(平成21年3月31日)

該当事項はありません。

なお、金利スワップ取引を行っておりますが、いずれもヘッジ会計を適用しておりますので注記の対象からは除いております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度、確定給付企業年金制度、中小企業退職金共済制度及び退職一時金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

提出会社である㈱中山製鋼所においては、適格退職年金制度を昭和61年2月より設けており、退職一時金制度については、平成15年4月よりポイント制退職金制度を導入しております。

また、子会社8社のうち、1社は中小企業退職金共済制度及び退職一時金制度を、2社は適格退職年金制度及び退職一時金制度を、1社は確定給付企業年金制度のみを、1社は適格退職年金制度のみを、3社は退職一時金制度のみを採用しております。従いまして、当連結会計年度末現在、当社及び連結子会社全体で退職一時金制度につきましても7社が、適格退職年金制度につきましても、退職一時金制度を併用している会社も含めまして4社が、確定給付企業年金制度につきましても1社が、中小企業退職金共済制度につきましても1社が有しております。

2 退職給付債務及びその内訳

	前連結会計年度 (平成20年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (平成21年3月31日) (百万円)
(1) 退職給付債務	△9,455	△9,293
(2) 年金資産	4,630	3,698
(3) 未積立退職給付債務((1)+(2))	△4,824	△5,594
(4) 未認識数理計算上の差異	1,181	1,983
(5) 連結貸借対照表計上額純額((3)+(4))	△3,643	△3,611
(6) 前払年金費用	65	—
(7) 退職給付引当金((5)-(6))	△3,709	△3,611

(注) 連結子会社のうち7社については、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。

3 退職給付費用の内訳

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) (百万円)
(1) 勤務費用(注)2	614	744
(2) 利息費用	150	151
(3) 期待運用収益	△95	△87
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	101	196
(5) 退職給付費用((1)+(2)+(3)+(4))	770	1,004

(注) 1 当連結会計年度において、上記退職給付費用以外に特別退職金7百万円(前連結会計年度4百万円)を支払っており、営業外費用(前連結会計年度は特別損失)に計上しております。

2 簡便法を採用しております連結子会社の退職給付費用は、「(1)勤務費用」に含めております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
(1) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(2) 割引率	2.0%	2.0%
(3) 期待運用収益率	2.5%	2.5%
(4) 数理計算上の差異の処理年数	10年	10年

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)		当連結会計年度 (平成21年3月31日)	
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産(流動資産)		繰延税金資産(流動資産)	
賞与引当金	632百万円	賞与引当金	517百万円
貸倒引当金	221	貸倒引当金	193
賞与引当金に係る社会保険料	62	たな卸資産評価損	85
たな卸資産の未実現利益の消去及び実現	53	未払事業税	85
たな卸資産評価損	23	賞与引当金に係る社会保険料	53
未払事業税	20	未払事業所税	15
その他	47	その他	22
繰延税金資産(流動資産)小計	1,062	繰延税金資産(流動資産)小計	973
評価性引当額	△484	評価性引当額	△464
繰延税金資産(流動資産)合計	578	繰延税金資産(流動資産)合計	509
繰延税金負債(流動負債)		繰延税金負債(流動負債)	
貸倒引当金の消去及び実現	△10	貸倒引当金の消去及び実現	△12
繰延税金負債(流動負債)合計	△10	繰延税金負債(流動負債)合計	△12
繰延税金資産(流動資産)の純額	568	繰延税金資産(流動資産)の純額	498
		繰延税金負債(流動負債)の純額	△1
繰延税金資産(固定資産)		繰延税金資産(固定資産)	
繰越欠損金	4,323百万円	繰越欠損金	3,101百万円
退職給付引当金	1,558	退職給付引当金	1,501
固定資産減損損失	590	投資有価証券評価損	984
環境対策引当金	144	固定資産減損損失	590
投資有価証券評価損	101	環境対策引当金	98
会員権評価損	93	会員権評価損	98
その他	154	その他	159
繰延税金資産(固定資産)小計	6,966	繰延税金資産(固定資産)小計	6,534
評価性引当額	△6,242	評価性引当額	△5,711
繰延税金資産(固定資産)合計	724	繰延税金資産(固定資産)合計	822
繰延税金負債(固定負債)		繰延税金負債(固定負債)	
新規子会社株式取得に伴う子会社の資産の再評価差額	△8,126	新規子会社株式取得に伴う子会社の資産の再評価差額	△8,099
その他有価証券評価差額金	△800	その他有価証券評価差額金	△324
企業再編に伴う受入株式	△284	企業再編に伴う受入株式	△284
固定資産圧縮積立金	△140	固定資産圧縮積立金	△135
特別償却準備金	△67	特別償却準備金	△68
前払年金費用	△27	繰延税金負債(固定負債)合計	△8,912
繰延税金負債(固定負債)合計	△9,446	繰延税金資産(固定資産)の純額	32
繰延税金資産(固定資産)の純額	28	繰延税金負債(固定負債)の純額	△8,122
繰延税金負債(固定負債)の純額	△8,750		
土地再評価に係る繰延税金負債	△11,714	土地再評価に係る繰延税金負債	△11,714

前連結会計年度 (平成20年3月31日)		当連結会計年度 (平成21年3月31日)	
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	41.0%	法定実効税率	41.0%
(調整)		(調整)	
評価性引当額	31.3	評価性引当額	△15.8
連結仕訳に係る税効果未認識額	8.0	負ののれんの償却及び取崩	△3.3
永久に損金に算入されない項目	5.9	永久に益金に算入されない項目	△1.1
親会社株式売却によるもの	4.3	永久に損金に算入されない項目	1.8
住民税均等割	1.8	連結仕訳に係る税効果未認識額	0.6
負ののれんの償却及び取崩	△11.0	住民税均等割	0.5
永久に益金に算入されない項目	△3.9	その他	0.1
その他	△0.4	税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	77.0		

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	鉄鋼事業 (百万円)	エンジニア リング事業 (百万円)	不動産事業 (百万円)	化学事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	195,080	3,317	702	15,988	215,089	—	215,089
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	297	329	577	88	1,293	(1,293)	—
計	195,378	3,646	1,280	16,077	216,382	(1,293)	215,089
営業費用	192,552	3,506	831	15,223	212,113	(1,243)	210,869
営業利益	2,825	140	448	854	4,269	(49)	4,220
II 資産、減価償却費、減損損失 及び資本的支出							
資産	192,780	2,970	8,212	23,727	227,691	15,595	243,286
減価償却費	7,224	44	82	801	8,153	178	8,331
減損損失	—	—	—	—	—	0	0
資本的支出	18,645	26	30	1,524	20,226	530	20,756

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	鉄鋼事業 (百万円)	エンジニア リング事業 (百万円)	不動産事業 (百万円)	化学事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	236,641	4,980	566	17,600	259,788	—	259,788
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	580	285	499	97	1,462	(1,462)	—
計	237,221	5,265	1,066	17,697	261,251	(1,462)	259,788
営業費用	229,110	5,175	708	16,737	251,731	(1,464)	250,266
営業利益	8,111	90	358	960	9,519	1	9,521
II 資産、減価償却費及び 資本的支出							
資産	195,054	3,722	8,581	25,261	232,620	6,929	239,550
減価償却費	8,245	49	79	920	9,294	230	9,524
資本的支出	4,400	127	292	877	5,698	(12)	5,685

(注) 1 製品の種類、性質、製造方法、販売方法等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。

2 各事業区分に属する主要な製品の名称等

- (1) 鉄鋼事業…熱延鋼帯、厚板、中板、縞板、鍍金鋼帯、線材、バーインコイル、棒鋼、軽量C形鋼、パイプ、線材二次製品、高力ボルト、コークス、鋼片、副産物 等
- (2) エンジニアリング事業…建築総合工事、鋼製魚礁、増殖礁、ロール、バルブ、産業機械 等
- (3) 不動産事業…不動産の賃貸、販売 等
- (4) 化学事業…化学工業薬品 等

3 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は13,295百万円（前連結会計年度17,748百万円）であり、その主なものは、当社における余資運用資金（現預金及び有価証券）及び長期投資資金（投資有価証券）等であります。

4 会計方針の変更

（前連結会計年度）

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ①有形固定資産」に記載のとおり、当連結会計年度より、当社及び連結子会社において、平成19年4月1日以降に取得したものについて、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これに伴い、当連結会計年度の営業費用は、鉄鋼事業が88百万円、エンジニアリング事業が0百万円、不動産事業が0百万円、化学事業が32百万円それぞれ増加し、営業利益は同額減少しております。

（当連結会計年度）

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ③たな卸資産」に記載のとおり、当連結会計年度から、たな卸資産の評価基準を、主として総平均法による原価法から総平均法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）に変更しております。これに伴い、当連結会計年度の営業費用は、鉄鋼事業が1,577百万円、エンジニアリング事業が16百万円、化学事業が101百万円それぞれ増加し、営業利益は同額減少しております。

5 追加情報

（前連結会計年度）

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ①有形固定資産」に記載のとおり、当連結会計年度より、当社及び連結子会社において、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。これに伴い、当連結会計年度の営業費用は、鉄鋼事業が643百万円、エンジニアリング事業が15百万円、不動産事業が2百万円、化学事業が71百万円それぞれ増加し、営業利益は同額減少しております。

（当連結会計年度）

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ①有形固定資産（リース資産を除く）」に記載のとおり、当連結会計年度から、一部の有形固定資産の耐用年数を見直しております。これに伴い、当連結会計年度の営業費用は、鉄鋼事業が203百万円、エンジニアリング事業が1百万円、化学事業が44百万円それぞれ増加し、営業利益は同額減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度及び当連結会計年度において、本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前連結会計年度及び当連結会計年度における海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しております。

これによる開示内容に与える影響はありません。

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円) (注1)
主要株主	新日本製鐵(株)	東京都千代田区	419,524	鉄鋼製品の製造販売等	所有 直接 0.1 間接 ー 被所有 直接10.0	コークスの販売、鋼片の購入等	コークス等の販売 (注2)	32,568	売掛金	1,469

注1 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

注2 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
非連結子会社	中山エコメルト(株)	大阪府大正区	—	環境リサイクル業	なし	なし	債権放棄 (注1)	188	—	—

注1 取引条件及び取引条件の決定方針等

債権放棄については、中山エコメルト(株)の解散手続及び清算完了により行ったものであります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
1 株当たり純資産額 502円26銭	1 株当たり純資産額 513円 94銭
1 株当たり当期純損失金額 1円40銭	1 株当たり当期純利益金額 18円 20銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 算定上の基礎

1 1 株当たり純資産額

	前連結会計年度 (平成20年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成21年 3 月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額 (百万円)	83,625	84,890
普通株式に係る純資産額 (百万円)	65,638	66,162
差額の主な内訳 少数株主持分 (百万円)	17,986	18,727
普通株式の発行済株式数 (千株)	131,383	131,383
普通株式の自己株式数 (千株)	697	2,647
1 株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数 (千株)	130,686	128,735

2 1 株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額

	前連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△182	2,343
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△182	2,343
普通株式の期中平均株式数 (千株)	130,471	128,770

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
三星商事(株)	第2回無担保 普通社債	平成16年 6月30日	60 (40)	20 (20)	年 0.94	なし	平成21年 6月30日
—	合計	—	60 (40)	20 (20)	—	—	—

(注) 1 「前期末残高」及び「当期末残高」欄の(内書)の金額は1年以内に償還予定のものであり、連結貸借対照表では流動負債に計上しております。

2 連結決算日後5年内における償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
20	—	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	17,965	27,400	1.3	—
1年以内に返済予定の長期借入金	11,650	14,241	1.6	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	11	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	53,293	52,168	1.3	平成22年4月30日～ 平成27年4月30日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	—	36	—	平成22年4月30日～ 平成26年3月31日
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	82,908	93,857	—	—

(注) 1 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

ただし、リース債務につきましては、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上しておりますので、平均利率の記載を省略しております。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	18,843	15,065	10,370	5,494
リース債務	11	11	10	4

(2) 【その他】

当連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る売上高等

	第1四半期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	第2四半期 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	第3四半期 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	第4四半期 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
売上高 (百万円)	71,503	76,289	67,375	44,619
税金等調整前 四半期純利益 金額又は税金 等調整前四半 期純損失金額 (△) (百万円)	1,855	3,743	3,134	△4,609
四半期純利益 金額又は四半 期純損失金額 (△) (百万円)	958	2,872	2,417	△3,905
1株当たり 四半期純利益 金額又は1株 当たり四半期 純損失金額 (△) (円)	7.44	22.31	18.78	△30.33

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年 3 月31 日)	当事業年度 (平成21年 3 月31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,178	6,776
受取手形	257	512
売掛金	※1 31,404	※1 17,540
有価証券	※2 83	—
製品	4,420	4,749
半製品	4,524	7,818
副産物	110	66
仕掛品	3,288	2,118
原材料	7,657	17,642
貯蔵品	3,592	4,054
前払費用	153	164
その他	※1 1,801	1,240
貸倒引当金	△4	△40
流動資産合計	59,466	62,644
固定資産		
有形固定資産		
建物	※3 28,106	※3 28,084
減価償却累計額	△15,903	△16,550
建物（純額）	12,203	11,534
構築物	※3 13,126	※3 13,132
減価償却累計額	△8,529	△8,754
構築物（純額）	4,596	4,377
機械及び装置	※3 151,584	※3 151,442
減価償却累計額	△102,215	△106,337
機械及び装置（純額）	49,368	45,105
車両運搬具	※3 802	※3 792
減価償却累計額	△700	△709
車両運搬具（純額）	101	82
工具、器具及び備品	※3 3,896	※3 3,762
減価償却累計額	△3,269	△3,183
工具、器具及び備品（純額）	627	579
土地	※3, ※4 41,439	※3, ※4 41,464
リース資産	—	46
減価償却累計額	—	△5
リース資産（純額）	—	40
建設仮勘定	476	675
有形固定資産合計	108,813	103,860
無形固定資産		
ソフトウェア	182	273
公共施設利用権	147	111
その他	135	131
無形固定資産合計	465	516

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年 3 月31 日)	当事業年度 (平成21年 3 月31 日)
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 7,323	※2, ※5 4,152
関係会社株式	※2 987	※2 987
出資金	10	10
関係会社長期貸付金	184	—
長期前払費用	263	214
その他	187	265
貸倒引当金	△4	△4
投資その他の資産合計	8,954	5,626
固定資産合計	118,232	110,003
資産合計	177,699	172,648
負債の部		
流動負債		
支払手形	568	692
買掛金	※1 21,382	※1 10,780
短期借入金	14,180	21,860
関係会社短期借入金	2,690	4,500
1年内返済予定の長期借入金	※3 9,248	※3 11,691
リース債務	—	10
未払金	※1 2,032	※1 1,985
未払費用	1,405	1,231
未払法人税等	58	79
未払消費税等	—	322
前受金	5	1,911
預り金	70	57
前受収益	0	0
賞与引当金	919	759
従業員預り金	21	27
設備関係支払手形	93	306
設備関係未払金	6,326	1,929
その他	230	229
流動負債合計	59,233	58,377
固定負債		
長期借入金	※3 49,336	※3 46,594
リース債務	—	32
繰延税金負債	692	249
再評価に係る繰延税金負債	※4 11,559	※4 11,559
退職給付引当金	2,367	2,008
環境対策引当金	343	231
その他	174	98
固定負債合計	64,473	60,775
負債合計	123,706	119,152

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年 3 月31 日)	当事業年度 (平成21年 3 月31 日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,538	15,538
資本剰余金		
資本準備金	5,853	5,853
その他資本剰余金	3,755	3,755
資本剰余金合計	9,608	9,608
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	12,416	12,925
利益剰余金合計	12,416	12,925
自己株式	△166	△596
株主資本合計	37,396	37,476
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,004	428
土地再評価差額金	※4 15,591	※4 15,591
評価・換算差額等合計	16,595	16,019
純資産合計	53,992	53,495
負債純資産合計	177,699	172,648

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
売上高	※1 149,016	※1 189,728
売上原価		
製品期首たな卸高	5,683	4,420
当期製品製造原価	133,671	168,880
当期製品仕入高	4,334	4,599
合計	143,690	177,899
製品他勘定振替高	※2 2,177	※2 92
製品期末たな卸高	4,420	4,749
製品売上原価	137,092	※3 173,056
売上総利益	11,924	16,671
販売費及び一般管理費	※4, ※5 9,785	※4, ※5 9,953
営業利益	2,139	6,717
営業外収益		
受取利息	13	14
受取配当金	201	※6 202
附属病院収益	52	47
その他	38	30
営業外収益合計	305	294
営業外費用		
支払利息	1,328	1,572
遊休設備に係る費用	313	402
その他	326	754
営業外費用合計	1,967	2,729
経常利益	476	4,282
特別利益		
投資有価証券売却益	—	65
移転補償金	79	—
固定資産売却益	※7 21	—
特別利益合計	100	65
特別損失		
投資有価証券評価損	—	2,101
固定資産除却損	※8 874	※8 761
関係会社整理損	—	※9 188
操業休止費用	※10 233	—
減損損失	※11 0	—
その他	※12 194	—
特別損失合計	1,303	3,051
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△726	1,297
法人税、住民税及び事業税	9	9
法人税等調整額	△74	—
法人税等合計	△65	9
当期純利益又は当期純損失 (△)	△660	1,287

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	第114期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		第115期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 材料費		103,546	76.0	135,539	78.5
II 労務費	※1	5,441	4.0	5,434	3.2
III 経費	※2	27,260	20.0	31,626	18.3
当期総製造費用		136,247	100.0	172,600	100.0
雑収入等控除額		△266		△1,135	
当期製造原価		135,980		171,464	
期首半製品副産物仕掛品 たな卸高		3,705		7,922	
他勘定受入高	※3	2,080		116	
合計		141,766		179,503	
他勘定振替高	※4	172		618	
期末半製品副産物仕掛品 たな卸高		7,922		10,004	
当期製品製造原価		133,671		168,880	

(注) 原価計算の方法

主として実際原価に基づく工程別総合原価計算であります。

※1 製造原価に算入した引当金繰入額は次のとおりであります。

項目	第114期 (百万円)	第115期 (百万円)
賞与引当金繰入額	579	482
退職給付費用	241	338

※2 経費の主な内訳は次のとおりであります。

項目	第114期 (百万円)	第115期 (百万円)
減価償却費	6,516	7,436
外注加工賃	4,466	4,134
外注作業費	6,177	7,808
電力料	3,326	4,341
外注修繕費	2,472	3,278
運賃	2,133	2,265
租税課金	848	1,012

※3 他勘定受入高は、前事業年度において表示方法の変更に伴い「製品」から「仕掛品」へ受け入れたものであります。また、当事業年度においては「流動資産その他」から「仕掛品」へ受け入れたものであります。

※4 他勘定への振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	第114期 (百万円)	第115期 (百万円)
社内使用高	169	614
その他	3	4
合計	172	618

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	15,538	15,538
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	15,538	15,538
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	5,853	5,853
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	5,853	5,853
その他資本剰余金		
前期末残高	3,755	3,755
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	3,755	3,755
資本剰余金合計		
前期末残高	9,608	9,608
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	9,608	9,608
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	13,821	12,416
当期変動額		
剰余金の配当	△786	△778
当期純利益又は当期純損失(△)	△660	1,287
土地再評価差額金の取崩	42	—
当期変動額合計	△1,404	509
当期末残高	12,416	12,925
利益剰余金合計		
前期末残高	13,821	12,416
当期変動額		
剰余金の配当	△786	△778
当期純利益又は当期純損失(△)	△660	1,287
土地再評価差額金の取崩	42	—
当期変動額合計	△1,404	509
当期末残高	12,416	12,925

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
自己株式		
前期末残高	△69	△166
当期変動額		
自己株式の取得	△97	△430
当期変動額合計	△97	△430
当期末残高	△166	△596
株主資本合計		
前期末残高	38,899	37,396
当期変動額		
剰余金の配当	△786	△778
当期純利益又は当期純損失 (△)	△660	1,287
自己株式の取得	△97	△430
土地再評価差額金の取崩	42	—
当期変動額合計	△1,502	79
当期末残高	37,396	37,476
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	2,904	1,004
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△1,899	△576
当期変動額合計	△1,899	△576
当期末残高	1,004	428
土地再評価差額金		
前期末残高	15,634	15,591
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△42	—
当期変動額合計	△42	—
当期末残高	15,591	15,591
評価・換算差額等合計		
前期末残高	18,538	16,595
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△1,942	△576
当期変動額合計	△1,942	△576
当期末残高	16,595	16,019
純資産合計		
前期末残高	57,437	53,992
当期変動額		
剰余金の配当	△786	△778
当期純利益又は当期純損失 (△)	△660	1,287
自己株式の取得	△97	△430
土地再評価差額金の取崩	42	—
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△1,942	△576
当期変動額合計	△3,444	△497
当期末残高	53,992	53,495

【重要な会計方針】

項目	第114期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第115期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっております。 (2) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。 (3) その他有価証券 時価のあるもの …決算日の市場価格に基づく時価法によっております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの …移動平均法による原価法によっております。	(1) 満期保有目的の債券 同左 (2) 子会社株式及び関連会社株式 同左 (3) その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 デリバティブの評価基準及び評価方法	時価法によっております。	同左
3 たな卸資産の評価基準及び評価方法	総平均法による原価法によっております。 —	総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。 (会計方針の変更) 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、総平均法による原価法によっておりましたが、当事業年度から、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に変更しております。 この結果、従来の方法によった場合と比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ1,516百万円減少しております。
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 a 平成19年 3 月31日以前に取得したもの 主として旧定額法によっております。	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) a 平成19年 3 月31日以前に取得したもの 主として旧定額法によっております。 なお、償却可能限度額まで償却が終了したものについては、償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

項目	第114期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第115期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)								
	b 平成19年 4 月 1 日以後に取得したもの 主として定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table><tr><td>建物及び構築物</td><td>10～50年</td></tr><tr><td>機械及び装置</td><td>7～15年</td></tr></table> (会計方針の変更) 当社は、法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年 3 月30日 法律第 6 号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年 3 月30日 政令第83号））に伴い、当事業年度から、平成19年 4 月 1 日以降に取得したものについて、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 この結果、従来の方法に比べ、当期の減価償却費が96百万円増加し、営業利益は82百万円、経常利益は83百万円それぞれ減少し、税引前当期純損失は83百万円増加しております。 (追加情報) 平成19年 3 月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から 5 年間で均等償却する方法によっております。 この結果、従来の方法に比べ、当期の減価償却費が738百万円増加し、営業利益は624百万円、経常利益は634百万円それぞれ減少し、税引前当期純損失は634百万円増加しております。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法を採用しております。	建物及び構築物	10～50年	機械及び装置	7～15年	b 平成19年 4 月 1 日以後に取得したもの 主として定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table><tr><td>建物及び構築物</td><td>10～50年</td></tr><tr><td>機械及び装置</td><td>5～15年</td></tr></table> — (追加情報) 当社は、法人税法の改正（減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令 平成20年 4 月30日 省令第32号）による耐用年数の変更に伴い、当事業年度から、機械及び装置の一部について耐用年数を変更しております。 この結果、従来の方法によった場合と比べて、減価償却費は279百万円増加し、売上総利益は228百万円、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は230百万円、それぞれ減少しております。 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左	建物及び構築物	10～50年	機械及び装置	5～15年
建物及び構築物	10～50年									
機械及び装置	7～15年									
建物及び構築物	10～50年									
機械及び装置	5～15年									

項目	第114期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第115期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	—	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 (会計方針の変更) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度から「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 この変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、賞与支給見込額のうち、当期負担額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左

項目	第114期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第115期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、翌事業年度から費用処理しております。 (4) 環境対策引当金 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、その所要見込額を計上しております。	(3) 退職給付引当金 同左 (4) 環境対策引当金 同左
6 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	—
7 ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ① ヘッジ手段 デリバティブ取引(金利スワップ取引) ② ヘッジ対象 主に市場金利等の変動によりキャッシュ・フローが変動するもの(変動金利の借入金等) (3) ヘッジ方針 当社は内部規程である「デリバティブ取引管理規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半年毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。	(1) ヘッジ会計の方法 同左 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ① ヘッジ手段 同左 ② ヘッジ対象 同左 (3) ヘッジ方針 同左 (4) ヘッジ有効性評価の方法 同左
8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

【表示方法の変更】

第114期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第115期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(貸借対照表関係) 前事業年度まで、次工程振替品及び検査未了品を「製品」として表示しておりましたが、製品入庫処理の業務プロセスを会計上、より適正に反映させることとしたことから、たな卸資産の区分を見直し、次工程振替品及び検査未了品について、当事業年度から「仕掛品」として表示しております。なお、前事業年度末の「製品」に含まれている当該仕掛品残高は、2,080百万円であります。	—

【注記事項】

(貸借対照表関係)

第114期 (平成20年3月31日)	第115期 (平成21年3月31日)																																																												
※1 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で、各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 <table> <tr> <td>売掛金</td><td>18,516百万円</td></tr> <tr> <td>流動資産その他</td><td>409</td></tr> <tr> <td>買掛金</td><td>1,636</td></tr> <tr> <td>未払金</td><td>1,067</td></tr> </table> ※2 有価証券、投資有価証券及び関係会社株式は、土地賃借保証、関係会社の金融機関借入金の保証並びに中山共同発電㈱及び中山名古屋共同発電㈱の金融機関借入金の保証及び操業等の受託業務に対する保証のために差入れております。 ① 土地賃借保証のために差入れている有価証券の帳簿価額 <table> <tr> <td>有価証券</td><td>83百万円</td></tr> <tr> <td>投資有価証券</td><td>113</td></tr> </table> ② 中山共同発電㈱及び中山名古屋共同発電㈱の金融機関借入金の保証のために差入れている有価証券の帳簿価額 <table> <tr> <td>投資有価証券</td><td>37百万円</td></tr> </table> ③ 中山共同発電㈱及び中山名古屋共同発電㈱の操業及び定期検査等の受託業務に対する保証として差入れている有価証券の帳簿価額 <table> <tr> <td>関係会社株式</td><td>9百万円</td></tr> </table> ※3 (1) 有形固定資産は、次のとおり長期資金借入のため工場財団抵当に供しております。 ① 工場財団組成物件の帳簿価額 <table> <tr> <td>機械及び装置</td><td>48,849百万円</td></tr> <tr> <td>土地</td><td>27,189</td></tr> <tr> <td>建物</td><td>9,525</td></tr> <tr> <td>構築物</td><td>4,279</td></tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td><td>547</td></tr> <tr> <td>車両運搬具</td><td>100</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>90,493</td></tr> </table> ② 同上担保による債務残高 <table> <tr> <td>長期借入金 (1年以内返済分を含む)</td><td>6,019百万円</td></tr> </table>	売掛金	18,516百万円	流動資産その他	409	買掛金	1,636	未払金	1,067	有価証券	83百万円	投資有価証券	113	投資有価証券	37百万円	関係会社株式	9百万円	機械及び装置	48,849百万円	土地	27,189	建物	9,525	構築物	4,279	工具、器具及び備品	547	車両運搬具	100	合計	90,493	長期借入金 (1年以内返済分を含む)	6,019百万円	※1 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で、各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 <table> <tr> <td>売掛金</td><td>9,359百万円</td></tr> <tr> <td>買掛金</td><td>879</td></tr> <tr> <td>未払金</td><td>965</td></tr> </table> ※2 投資有価証券及び関係会社株式は、土地賃借保証、関係会社の金融機関借入金の保証並びに中山共同発電㈱及び中山名古屋共同発電㈱の金融機関借入金の保証及び操業等の受託業務に対する保証のために差入れております。 ① 土地賃借保証のために差入れている有価証券の帳簿価額 <table> <tr> <td>投資有価証券</td><td>113百万円</td></tr> </table> ② 中山共同発電㈱及び中山名古屋共同発電㈱の金融機関借入金の保証のために差入れている有価証券の帳簿価額 <table> <tr> <td>投資有価証券</td><td>37百万円</td></tr> </table> ③ 中山共同発電㈱及び中山名古屋共同発電㈱の操業及び定期検査等の受託業務に対する保証として差入れている有価証券の帳簿価額 <table> <tr> <td>関係会社株式</td><td>9百万円</td></tr> </table> ※3 (1) 有形固定資産は、次のとおり長期資金借入のため工場財団抵当に供しております。 ① 工場財団組成物件の帳簿価額 <table> <tr> <td>機械及び装置</td><td>44,632百万円</td></tr> <tr> <td>土地</td><td>27,189</td></tr> <tr> <td>建物</td><td>9,078</td></tr> <tr> <td>構築物</td><td>4,084</td></tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td><td>507</td></tr> <tr> <td>車両運搬具</td><td>81</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>85,574</td></tr> </table> ② 同上担保による債務残高 <table> <tr> <td>長期借入金 (1年以内返済分を含む)</td><td>3,685百万円</td></tr> </table>	売掛金	9,359百万円	買掛金	879	未払金	965	投資有価証券	113百万円	投資有価証券	37百万円	関係会社株式	9百万円	機械及び装置	44,632百万円	土地	27,189	建物	9,078	構築物	4,084	工具、器具及び備品	507	車両運搬具	81	合計	85,574	長期借入金 (1年以内返済分を含む)	3,685百万円
売掛金	18,516百万円																																																												
流動資産その他	409																																																												
買掛金	1,636																																																												
未払金	1,067																																																												
有価証券	83百万円																																																												
投資有価証券	113																																																												
投資有価証券	37百万円																																																												
関係会社株式	9百万円																																																												
機械及び装置	48,849百万円																																																												
土地	27,189																																																												
建物	9,525																																																												
構築物	4,279																																																												
工具、器具及び備品	547																																																												
車両運搬具	100																																																												
合計	90,493																																																												
長期借入金 (1年以内返済分を含む)	6,019百万円																																																												
売掛金	9,359百万円																																																												
買掛金	879																																																												
未払金	965																																																												
投資有価証券	113百万円																																																												
投資有価証券	37百万円																																																												
関係会社株式	9百万円																																																												
機械及び装置	44,632百万円																																																												
土地	27,189																																																												
建物	9,078																																																												
構築物	4,084																																																												
工具、器具及び備品	507																																																												
車両運搬具	81																																																												
合計	85,574																																																												
長期借入金 (1年以内返済分を含む)	3,685百万円																																																												

第114期 (平成20年3月31日)	第115期 (平成21年3月31日)																								
(2) 前掲のほか建物・土地の一部は、次のとおり担保に供しております。 ① 担保資産の帳簿価額 <table> <tr> <td>土地</td><td>2,631百万円</td></tr> <tr> <td>建物</td><td>266</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>2,897</td></tr> </table> ② 同上担保による根抵当権極度額 2,970百万円 ③ 上記の担保資産に対する債務はありません。 ※4 土地の再評価について 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布 法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布 法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。 再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の基礎となる土地の価格の算定方法に合理的な調整を行って算定しております。 再評価を行った年月日 平成14年3月31日 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △10,937百万円 ※5 — 6 保証債務について 当社従業員の金融機関借入金について保証しております。 <table> <tr> <td>従業員(住宅資金)</td><td>186百万円</td></tr> </table> このほかに下記関係会社の金融機関からの借入に対し、保証予約を行っております。 <table> <tr> <td>中山三星建材株式会社</td><td>421百万円</td></tr> </table> 7 債権流動化に伴う買戻義務限度額 2,422百万円 (関係会社への求償権を控除した (1,393) 買戻義務限度額) 8 —	土地	2,631百万円	建物	266	合計	2,897	従業員(住宅資金)	186百万円	中山三星建材株式会社	421百万円	(2) 前掲のほか建物・土地の一部は、次のとおり担保に供しております。 ① 担保資産の帳簿価額 <table> <tr> <td>土地</td><td>2,631百万円</td></tr> <tr> <td>建物</td><td>254</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>2,885</td></tr> </table> ② 同上担保による根抵当権極度額 2,970百万円 ③ 上記の担保資産に対する債務はありません。 ※4 土地の再評価について 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布 法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布 法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。 再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の基礎となる土地の価格の算定方法に合理的な調整を行って算定しております。 再評価を行った年月日 平成14年3月31日 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △11,776百万円 ※5 貸付有価証券 投資有価証券の一部を株券賃借取引契約により貸し出しております。当該貸付有価証券の貸借対照表価額は2,309百万円であります。 6 保証債務について 当社従業員の金融機関借入金について保証しております。 <table> <tr> <td>従業員(住宅資金)</td><td>163百万円</td></tr> </table> このほかに下記関係会社の金融機関からの借入に対し、保証予約を行っております。 <table> <tr> <td>中山三星建材株式会社</td><td>333百万円</td></tr> </table> 7 債権流動化に伴う買戻義務限度額 482百万円 8 貸出コミットメントライン契約 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関22行と総額222億円の貸出コミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 貸出コミットメントライン契約の総額 22,200百万円 <table> <tr> <td>借入実行残高</td><td>2,000</td></tr> <tr> <td>差引額</td><td>20,200</td></tr> </table>	土地	2,631百万円	建物	254	合計	2,885	従業員(住宅資金)	163百万円	中山三星建材株式会社	333百万円	借入実行残高	2,000	差引額	20,200
土地	2,631百万円																								
建物	266																								
合計	2,897																								
従業員(住宅資金)	186百万円																								
中山三星建材株式会社	421百万円																								
土地	2,631百万円																								
建物	254																								
合計	2,885																								
従業員(住宅資金)	163百万円																								
中山三星建材株式会社	333百万円																								
借入実行残高	2,000																								
差引額	20,200																								

(損益計算書関係)

第114期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第115期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)						
※1 関係会社に対する売上高 72,329百万円	※1 関係会社に対する売上高 74,578百万円						
※2 製品から仕掛品への他勘定受入高2,080百万円及び製品自家消費高等96百万円であります。	※2 主に製品自家消費高であります。						
※3 —	※3 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額 売上原価 1,702百万円						
※4 販売費及び一般管理費のうち販売費に属する費用のおおよその割合は61%であり、一般管理費に属する費用のおおよその割合は39%であります。主要な費目及び金額は次のとおりであります。 販売運送費 5,925百万円 役員報酬 247 給料諸手当 1,059 賞与手当 246 賞与引当金繰入額 207 退職給付費用 87 福利厚生費 238 減価償却費 286 賃借料 128 外注作業費 432 租税課金 181	※4 販売費及び一般管理費のうち販売費に属する費用のおおよその割合は61%であり、一般管理費に属する費用のおおよその割合は39%であります。主要な費目及び金額は次のとおりであります。 販売運送費 6,017百万円 役員報酬 225 給料諸手当 1,050 賞与手当 222 賞与引当金繰入額 167 退職給付費用 115 福利厚生費 229 減価償却費 308 賃借料 126 外注作業費 366 租税課金 228						
※5 一般管理費に含まれる研究開発費は214百万円であります。	※5 一般管理費に含まれる研究開発費は185百万円であります。						
※6 —	※6 関係会社からの受取配当金 32百万円						
※7 固定資産売却益は土地の売却によるものであります。	※7 —						
※8 固定資産除却損の内訳 機械及び装置 592百万円 建物等 88 撤去費用等 194 合計 874	※8 固定資産除却損の内訳 機械及び装置 552百万円 建物等 109 撤去費用等 99 合計 761						
※9 —	※9 非連結子会社である中山エコメルト株式会社が解散したことに伴い、同社向けの債権を清算したことによるものであります。						
※10 電気炉連続鑄造設備の新設に伴い、旧設備の操業休止に係る費用であります。	※10 —						
※11 固定資産減損損失 当社は、事業用資産については事業セグメント毎に、遊休資産及び賃貸資産については物件単位毎にグルーピングを実施しております。近年の地価の下落により、帳簿価額に対して著しく時価が下落している以下の資産グループについて、回収可能価額まで減額し、当該減少額0百万円を固定資産減損損失として特別損失に計上しております。 <table><tr><th>用途</th><th>種類</th><th>場所</th></tr><tr><td>遊休資産</td><td>土地</td><td>徳島県阿南市 山口町串坂</td></tr></table> なお、回収可能価額は正味売却価額により測定し、重要性に乏しいため、時価は路線価に基づき、算定しております。	用途	種類	場所	遊休資産	土地	徳島県阿南市 山口町串坂	※11 —
用途	種類	場所					
遊休資産	土地	徳島県阿南市 山口町串坂					
※12 その他の特別損失の内訳 貯蔵品等廃棄損 104百万円 補償和解金 80 関係会社株式評価損 9 合計 194	※12 —						

(株主資本等変動計算書関係)

第114期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (千株)	226	470	—	696

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 23千株

取締役会決議による自己株式取得 447千株

第115期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (千株)	696	1,951	—	2,647

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 68千株

取締役会決議による自己株式取得 1,883千株

(リース取引関係)

第114期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)					第115期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)				
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額					1 ファイナンス・リース取引 (借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 有形固定資産 主として鉄鋼事業における分析装置(工具、器具及び備品)であります。 ② リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4 固定資産の減価償却の方法 (3) リース資産」に記載のとおりであります。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年 3 月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				
	機械及び装置 (百万円)	工具、器具及び備品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)		機械及び装置 (百万円)	工具、器具及び備品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
取得価額相当額	257	246	36	540	取得価額相当額	257	246	18	522
減価償却累計額相当額	145	138	26	310	減価償却累計額相当額	175	187	13	376
期末残高相当額	112	107	10	230	期末残高相当額	81	59	5	146
(2) 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高 未経過リース料期末残高相当額 1 年以内 85百万円 1 年超 152 合計 238					(2) 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高 未経過リース料期末残高相当額 1 年以内 73百万円 1 年超 79 合計 152				
(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 93百万円 減価償却費相当額 88 支払利息相当額 5					(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 89百万円 減価償却費相当額 84 支払利息相当額 3				
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。					(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。				
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。					(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。					(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。				

(税効果会計関係)

第114期 (平成20年3月31日)		第115期 (平成21年3月31日)	
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産(流動資産)		繰延税金資産(流動資産)	
賞与引当金	376百万円	賞与引当金	311百万円
賞与引当金に係る社会保険料	46	棚卸資産評価損	73
未払事業税	18	賞与引当金に係る社会保険料	38
未払事業所税	11	未払事業税	27
その他	30	未払事業所税	13
繰延税金資産(流動資産)小計	484	繰延税金資産(流動資産)小計	464
評価性引当額	△484	評価性引当額	△464
繰延税金資産(流動資産)合計	—	繰延税金資産(流動資産)合計	—
繰延税金負債(流動負債)		繰延税金負債(流動負債)	
繰延税金負債(流動負債)合計	—	繰延税金負債(流動負債)合計	—
繰延税金資産(流動資産)の純額	—	繰延税金資産(流動資産)の純額	—
繰延税金資産(固定資産)		繰延税金資産(固定資産)	
繰越欠損金	4,186百万円	繰越欠損金	3,016百万円
退職給付引当金	970	投資有価証券評価損	939
固定資産減損損失	587	退職給付引当金	823
環境対策引当金	140	固定資産減損損失	587
投資有価証券評価損	78	環境対策引当金	95
未払役員退職慰労金	16	未払役員退職慰労金	12
会員権評価損	10	会員権評価損	10
繰延税金資産(固定資産)小計	5,991	繰延税金資産(固定資産)小計	5,485
評価性引当額	△5,991	評価性引当額	△5,485
繰延税金資産(固定資産)合計	—	繰延税金資産(固定資産)合計	—
繰延税金負債(固定負債)		繰延税金負債(固定負債)	
その他有価証券評価差額金	△692	その他有価証券評価差額金	△249
繰延税金負債(固定負債)合計	△692	繰延税金負債(固定負債)合計	△249
繰延税金負債(固定負債)の純額	△692	繰延税金負債(固定負債)の純額	△249
土地再評価に係る繰延税金負債	△11,559	土地再評価に係る繰延税金負債	△11,559
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	41.0%	法定実効税率	41.0%
(調整)		(調整)	
評価性引当額	△31.1	評価性引当額	△40.6
交際費	△2.8	受取配当金の益金不算入	△2.1
住民税均等割	△1.3	交際費	1.7
受取配当金の益金不算入	3.5	住民税均等割	0.7
その他	△0.3	税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.0		

(1株当たり情報)

第114期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第115期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 413円15銭	1株当たり純資産額 415円55銭
1株当たり当期純損失金額 5円 4銭	1株当たり当期純利益金額 10円00銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

	第114期 (平成20年3月31日)	第115期 (平成21年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額 (百万円)	53,992	53,495
普通株式に係る純資産額 (百万円)	53,992	53,495
差額の主な内訳 (百万円)	—	—
普通株式の発行済株式数 (千株)	131,383	131,383
普通株式の自己株式数 (千株)	696	2,647
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (千株)	130,686	128,735

2 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額

	第114期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第115期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△660	1,287
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△660	1,287
普通株式の期中平均株式数 (千株)	131,105	128,771

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
(投資有価証券)		
その他有価証券		
新日本製鐵(株)	7,390,000	1,943
阪和興業(株)	1,214,407	302
清和中央ホールディングス(株)	20,000	275
三菱商事(株)	200,000	257
日鐵商事(株)	1,674,000	217
三井物産(株)	120,258	118
(株)ふくおかフィナンシャルグループ	378,420	113
(株)京都銀行	132,662	110
(株)泉州銀行	404,025	84
山九(株)	305,000	79
その他44銘柄	1,370,144	520
計	13,208,916	4,022

【債券】

銘柄	券面総額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)
(投資有価証券)		
満期保有目的の債券		
大阪市平成12年度第9回公募社債	30	30
大阪市平成13年度第5回公募社債	35	35
大阪市平成16年度第8回公募社債	48	47
計	113	113

【その他】

種類及び銘柄	投資口数等(口)	貸借対照表計上額(百万円)
(投資有価証券)		
その他有価証券		
(投資信託受益証券)		
ノムラ日本株戦略ファンド	3,000	11
三菱UFJスタイルセレクト・ブレンッドファンド	1,000	4
計	4,000	16

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	28,106	152	174	28,084	16,550	745	11,534
構築物	13,126	178	173	13,132	8,754	374	4,377
機械及び装置	151,584	2,832	2,974	151,442	106,337	6,542	45,105
車両及び運搬具	802	2	12	792	709	20	82
工具、器具及び備品	3,896	108	242	3,762	3,183	146	579
土地	41,439	24	—	41,464	—	—	41,464
リース資産	—	46	—	46	5	5	40
建設仮勘定	476	3,756	3,556	675	—	—	675
有形固定資産計	239,433	7,102	7,132	239,402	135,541	7,836	103,860
無形固定資産							
ソフトウェア	362	184	12	535	261	94	273
公共施設利用権	1,231	—	—	1,231	1,120	35	111
その他	268	15	14	269	138	18	131
無形固定資産計	1,863	199	26	2,036	1,520	148	516
長期前払費用	263	39	88	214	—	—	214

(注) 1 当期増加額の主な内訳は、次のとおりであります。

機械及び装置	N S R 生産構造の抜本的改善対策	344 百万円
	仕上ミル駆動ユニバーサルジョイント予備購入	208
	熱延15万トン対応化工事	198
建設仮勘定	熱延15万トン対応化工事	512 百万円
	N S R 生産構造の抜本的改善対策	372
	名古屋事業所移転補償に係る整備工事	287

2 当期減少額の主な内訳は、次のとおりであります。

建物	枚方 旧ファスナー建屋・事務所	142 百万円
機械及び装置	転炉本体	395 百万円
	N o 3 ボイラー	194
	タービン本体	111

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金(注)	8	44	—	8	44
賞与引当金	919	759	919	—	759
環境対策引当金	343	—	111	—	231

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	1
預金の種類	
当座預金	731
普通預金	42
通知預金	5,500
定期預金	500
その他	0
小計	6,775
合計	6,776

ロ 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
三重中央開発㈱	210
明鉦㈱	88
塚本総業㈱	69
㈱日立プラントエンジニアリング	32
三星金属工業㈱	20
その他	90
合計	512

期日別内訳

期日	平成21年4月 (百万円)	5月 (百万円)	6月 (百万円)	7月以降 (百万円)	合計 (百万円)
金額	15	—	334	162	512

ハ 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
中山通商㈱	6,567
阪和興業㈱	1,914
新日本製鐵㈱	1,469
中山三星建材㈱	1,264
三星商事㈱	702
その他	5,621
合計	17,540

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期末残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(ヵ月)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(D)}{(B) \times 1/12}$
31,404	199,018	212,882	17,540	92.39	1.06

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記の金額には消費税等が含まれております。

ニ たな卸資産

科目	摘要		金額(百万円)
製品	鋼材	熱延鋼帯、厚板、中板、縞板、鍍金鋼帯、線材、丸鋼、バーインコイル等	3,839
	コークス		910
	その他	R P F	0
計			4,749
半製品	鋼片	スラブ、ビレット、ブルーム	7,814
	その他	溶鋼	3
計			7,818
副産物	発生屑他	粉コークス、発生屑等	66
仕掛品	鋼材	熱延鋼帯、中板、鍍金鋼帯、線材、丸鋼、バーインコイル等	1,530
	その他	エンジニアリング工事等	588
計			2,118
原材料	購入鋼片	スラブ、ビレット	10,942
	石炭	輸入石炭	2,660
	屑鉄	国内屑鉄	1,489
	その他	無煙炭、購入銑鉄等	2,550
計			17,642
貯蔵品	モールド・ロール	モールド、圧延用ロール	1,197
	その他	補助資材等	2,857
計			4,054
合計			36,451

② 流動負債

イ 支払手形

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
青木あすなろ建設(株)	76
(株)タジリ	54
田口鉄工(株)	51
(有)ユウシン	41
(株)共進	28
その他	440
合計	692

期日別内訳

期日	平成21年4月 (百万円)	5月 (百万円)	6月 (百万円)	7月以降 (百万円)	合計 (百万円)
金額	308	215	152	16	692

ロ 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
三井物産(株)	2,982
日鐵商事(株)	1,417
新日本製鐵(株)	1,034
中山通商(株)	652
阪和興業(株)	552
その他	4,140
合計	10,780

ハ 短期借入金

借入先	当期末残高(百万円)
(株)三菱東京ＵＦＪ銀行	7,880
三菱ＵＦＪ信託銀行(株)	4,540
(株)福岡銀行	2,050
三菱ＵＦＪ証券(株)	2,000
その他	5,389
合計	21,860

(注) 金融機関22行と締結したコミットメントライン契約に基づく借入額が含まれております。

ニ 設備関係支払手形

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
(株)富士交易	90
(株)カワサキプレシジョンマシナリ	53
谷畑機工(株)	39
瀬川工業(株)	29
(株)安川メカトロック	17
その他	75
合計	306

期日別内訳

期日	平成21年4月 (百万円)	5月 (百万円)	6月 (百万円)	7月以降 (百万円)	合計 (百万円)
金額	30	79	196	—	306

③ 固定負債

イ 長期借入金

借入先	当期末残高(百万円)	
(株)あおぞら銀行	9,989	(2,497)
(株)日本政策投資銀行	7,478	(2,056)
住友信託銀行(株)	7,269	(1,150)
(株)三菱東京ＵＦＪ銀行	6,660	(1,516)
その他	26,890	(4,472)
合計	58,286	(11,691)

(注) 1 「当期末残高」欄の(内書)の金額は1年以内に返済期限が到来いたしますので、貸借対照表では流動負債に計上しております。

2 貸借対照表日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
11,691	16,638	13,492	9,136	4,933

ロ 再評価に係る繰延税金負債

事業用土地の再評価に係るものであります。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の単元株式数	1,000株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	大阪市北区堂島浜一丁目1番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 — 下記の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取った単元未満株式の数で按分した額。 (算式) 1株当たりの買取価格に1単元の株式数を乗じた合計額のうち 100万円以下の金額につき 1.150% 100万円を超え500万円以下の金額につき 0.900% 500万円を超え1000万円以下の金額につき 0.700% 1000万円を超え3000万円以下の金額につき 0.575% 3000万円を超え5000万円以下の金額につき 0.375% (円未満の端数を生じた場合には切り捨てる。) ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむをえない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、公告を掲載するホームページのアドレス(URL)は http://www.nakayama-steel.co.jp/ である。
株主に対する特典	該当事項なし

- (注) 1. 当社定款の定めにより、当社の株式について単元未満株式を保有する株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利並びに株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。
2. 当社は、平成21年6月26日開催の定時株主総会において、単元未満株式の買増請求制度を導入する定款一部変更を決議しました。また、同日開催の取締役会において、買取・買増手数料を無料とすることを決議しました。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

- | | | | | |
|--|--------------|-------------------------------|--|--------------------------|
| (1) 自己株券買付状況
報告書 | | | | 平成20年4月11日
関東財務局長に提出 |
| (2) 臨時報告書
(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)に基づく報告書) | | | | 平成20年4月21日
関東財務局長に提出 |
| (3) 自己株券買付状況
報告書 | | | | 平成20年5月13日
関東財務局長に提出 |
| (4) 自己株券買付状況
報告書 | | | | 平成20年6月9日
関東財務局長に提出 |
| (5) 有価証券報告書
及びその添付書類 | (第114期) | 自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日 | | 平成20年6月27日
関東財務局長に提出 |
| (6) 四半期報告書
及び確認書 | (第115期第1四半期) | 自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日 | | 平成20年8月13日
関東財務局長に提出 |
| | (第115期第2四半期) | 自 平成20年7月1日
至 平成20年9月30日 | | 平成20年11月13日
関東財務局長に提出 |
| | (第115期第3四半期) | 自 平成20年10月1日
至 平成20年12月31日 | | 平成21年2月13日
関東財務局長に提出 |
| (7) 臨時報告書
(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(提出会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象)に基づく報告書) | | | | 平成21年1月9日
関東財務局長に提出 |
| (8) 臨時報告書
(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(提出会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象)に基づく報告書) | | | | 平成21年4月6日
関東財務局長に提出 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6 月27日

株式会社中山製鋼所

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	乾 一 良	Ⓔ
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	高 橋 和 人	Ⓔ
----------------	-------	---------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	中 畑 孝 英	Ⓔ
----------------	-------	---------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社中山製鋼所の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中山製鋼所及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ①有形固定資産（会計方針の変更）に記載されているとおり、会社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度から改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更した。
2. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計処理基準に関する事項 (3) 重要な引当金の計上基準 ④役員退職慰労引当金（会計方針の変更）に記載されているとおり、一部の連結子会社は、従来、取締役、監査役に対する退職慰労金を支出時の費用として計上していたが、当連結会計年度から、期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 6 月26日

株式会社中山製鋼所

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	乾 一 良	㊞
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	中 畑 孝 英	㊞
----------------	-------	---------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	浅 野 豊	㊞
----------------	-------	-------	---

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社中山製鋼所の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中山製鋼所及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ③ たな卸資産（会計方針の変更）に記載されているとおり、会社は当連結会計年度から「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用している。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社中山製鋼所の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社中山製鋼所が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6 月27日

株式会社中山製鋼所

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	乾 一 良	Ⓔ
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	高 橋 和 人	Ⓔ
----------------	-------	---------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	中 畑 孝 英	Ⓔ
----------------	-------	---------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社中山製鋼所の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第114期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中山製鋼所の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針4．固定資産の減価償却の方法（1）有形固定資産（会計方針の変更）に記載されており、会社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度から改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6 月26日

株式会社中山製鋼所

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	乾 一 良	Ⓔ
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	中 畑 孝 英	Ⓔ
----------------	-------	---------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	浅 野 豊	Ⓔ
----------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社中山製鋼所の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第115期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中山製鋼所の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針 3. たな卸資産の評価基準及び評価方法（会計方針の変更）に記載されているとおり、会社は当事業年度から「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月26日
【会社名】	株式会社中山製鋼所
【英訳名】	Nakayama Steel Works, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤 井 博 務
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	大阪市大正区船町一丁目1番66号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社中山製鋼所 東京支店 (東京都千代田区有楽町一丁目9番4号 蚕糸会館)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長である藤井博務は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表しました「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成21年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社5社を対象として行いました全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社3社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲として、当連結会計年度の会社及び連結子会社の事業の種類別の売上高（連結会社間取引消去後）を指標として事業拠点を選定し、連結売上高の概ね2／3を上回る会社及び連結子会社3社の4事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定しました重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積もりや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案しまして、重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月26日
【会社名】	株式会社中山製鋼所
【英訳名】	Nakayama Steel Works, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤 井 博 務
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	大阪市大正区船町一丁目1番66号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社中山製鋼所 東京支店 (東京都千代田区有楽町一丁目9番4号 蚕糸会館)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長藤井博務は、当社の第115期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。